

議 事 日 程

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	広瀬 守 克	2番	藤 橋 直 樹
3番	若 原 達 夫	4番	北 川 静 男
5番	関 谷 守 彦	6番	森 健 治
7番	森 清 一	8番	馬 淵 ひろし
9番	松 野 貴 志	10番	今 木 啓一郎
11番	杉 原 克 巳	12番	棚 橋 敏 明
13番	庄 田 昭 人	14番	若 井 千 尋
15番	広 瀬 武 雄	16番	若 園 五 朗
17番	松 野 藤四郎	18番	藤 橋 礼 治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	森 和 之	副 市 長	梶 浦 要
教 育 長	服 部 照	企 画 部 長	磯 部 基 宏
総 務 部 長	石 田 博 文	市 民 部 長	臼 井 敏 明
巢 南 庁 舎 管 理 部 長	広 瀬 進 一	健 康 福 祉 部 長	佐 藤 彰 道
都 市 整 備 部 長	桑 原 秀 幸	環 境 水 道 部 長	矢 野 隆 博
教 育 委 員 会 事 務 局 長	佐 藤 雅 人	会 計 管 理 者	清 水 千 尋
監 査 委 員 事 務 局 長 代 理	西 村 陽 子		

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	久野秋広	書記	古澤秀樹
書記	廣瀬潤一		

開議の宣告

○議長（庄田昭人君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（庄田昭人君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

8番 馬淵ひろし君の発言を許します。

馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） 皆さん、改めましておはようございます。

議席番号8番 馬淵ひろしでございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

本日の私の一般質問は1つでございます。

2期目を迎える市長マニフェストについてお伺いをさせていただきます。

森市長は、さきの統一地方選挙後半戦に行われました瑞穂市長選挙において、無投票で2期目の当選を果たされました。

その選挙の際に配布された法定ビラ、こちらに今日は持ってきましたけれども、ちゃんとシールが貼ってある法定ビラを持たせていただきましたが、こちらの「innovation」というチラシを市長選挙に併せてお配りをされました。

その中に、誰もが健康で生きがいを持ち幸せに暮らせる「健幸都市」の実現と高らかに宣言をされていらっしゃる。

また、私は目先にとられることなく、瑞穂市に明確なビジョンを示し、実行することがリーダーの責任であると考えますとリーダーとしての心構えと責任を発信されていらっしゃいます。

さらには、幕末の思想家、吉田松陰先生が言われた、夢なき者に理想なし、理想なき者に計画なし、計画なき者に実行なし、実行なき者に成功なしという金言を引用され、私はビジョンなきリーダーに成功なしと自身に言い聞かせていますというふうにチラシにはうたっていらっしゃいます。

その未来のため、森和之の瑞穂ビジョンというふうにこのチラシにはビジョンを掲げていらっしゃいますので、このビジョンが7つ書いてあります。それを本日は、市長選挙の折には、

十分に市民の皆様将来の瑞穂のビジョンというのを示していく時間がそんなになかったというふうに思いますので、今回の一般質問を通して市民の皆様、そして議員、そして執行部の皆さんが今後4年間どんな瑞穂市を目指していくのかということについて、お伺いをしていきたいというふうに思っております。

この瑞穂ビジョンの7つは、大まかに、健康・安心、そして安全・快適、そして子育て・教育、産業・雇用、環境・農業、地域運営、そして人口減少・行財政改革という7つの項目にわたって書かれています。

今回は、限られた時間ではございますので、この市長が掲げる瑞穂市の将来ビジョンの中から私が特にお聞きをしたい点についてが中心になりますが、瑞穂ビジョン、未来のビジョンというものを伺いたしたいと思います。

まず1つ目に、こちらの未来のための森和之の瑞穂ビジョンというのは、今後4年間市政運営をしていくに当たって、市民との約束であるマニフェストというものになるのかということをお伺いをいたします。

以下、残余の質問は質問席にて行います。

○議長（庄田昭人君） 森市長。

○市長（森 和之君） 皆さん、おはようございます。

馬淵議員から、私のビジョン、未来のための瑞穂ビジョンについての御質問をいただいております。

まず初めに、この未来のための私の瑞穂ビジョンというのは、マニフェストであるかという御質問でございますが、マニフェストというふうに捉えていただければ結構だと思います。

詳しくは、41の項目となっております。

最近の首長選挙、市長選挙においては、マニフェストを書けなくなっているというような、そんな候補者の記事もよく目にします。

その理由は幾つかあると思います。財源の問題、任期中に達成できないというようなこと、さらには果たせなかったことへの責任問題ということもあると思います。

また、そのマニフェストが無投票などで出せない、というより出さない方もおられるということも記事には載っておりました。

また、その一方で、市長の公約、マニフェストを総合計画に必ず反映するというような条例で規定をしている自治体もあります。

瑞穂市の場合は、そこまでは規定はしていませんが、これから立てる総合計画の中でもしっかり反映をしていきたいということを思っています。

私の考える瑞穂ビジョンというのは、瑞穂未来まちづくり構想へということを考えています。しかし、その全てがこの4年間でできるものではなく、これからの4年間で道筋をつけるとい

う、できるかできないかということをはっきり判断するというのも、私はこの4年間に問われていることだと思います。

これから4年間の間で、数字で表せるものはしっかり数字で表し、目で見えるものはしっかり目で、市民の皆さん、そして議員の皆さんにも見ていただきたいということを思っております。

この私のビジョンは、職員と共有をしておりますので、これからの御質問には担当部長のほうからお答えをします。そして、必要があれば私からもお答えをしたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。

〔8番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） ただいま力強く、これは瑞穂市の未来のまちづくり構想だということにまで落とし込んでいきたいと、4年間に限らず瑞穂市というものをもっと発展したい形の未来というのを描いていきたい、そういう力強いお言葉をいただいたというふうに思っておりますし、具体的に数字で、そして目に見える形で、形にしていきたいというふうにおっしゃっていただいたこと、瑞穂市のリーダーとしてしっかりとそのビジョンを実現に向けて取り組んでいただけたというふうに思っております。

それでは、これよりは、一つ一つこの7つ、大きく柱で掲げていらっしゃるものから、私が特に気になるものについてお伺いをさせていただきます。

まず01番ということで、「健康・安心」健やかに安心して暮らせるまちの実現というタイトルをつけていただいております。健康と安心の分野について、マニフェスト、市民との約束が書かれております。

その中に、ウォーキングのまちの創設というものがございます。以前から一般質問でもウォーキングのまちというようなことをおっしゃってきたところはあるかとは思いますが、この4年の任期を経て2期目、このウォーキングのまちづくりというものの創生というものはどんなもので、今後どのように進めていく予定であるか、お伺いをいたします。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） おはようございます。

御質問にお答えさせていただきます。

ウォーキングのまちづくりの創生とは、誰もが健康で生きがいを持ち、幸せに暮らせるまちづくり「健幸都市みずほ」の根幹と考えております。

これから人生100年時代を迎え、健康寿命の延伸が重要となります。健康の衰えは足腰からまず現れると言われており、ウォーキングは下半身の筋力の維持、向上、転倒防止やフレイル予防にも効果的とされております。

そこで、市民の皆さんがウォーキングを始めるきっかけづくりとして、昨年、スポーツ推進委員が考案いただいたウォーキングコースマップが完成いたしました。19あるコース、3つのタイプに分かれており、健康の増進に加え、地域の景観や文化に触れる機会と豊かな自然のある瑞穂市のよさを再確認、再認識できるものと考えております。

また、健康、歴史、観光などに関わる部署で集まり、ウォーキングのモチベーション向上の施策として、現在岐阜県が行っているアプリを参考に、歩いた歩数や踏破したコースに応じてポイントがためられ、ためられたポイントでプレゼント抽せんが受けられる持続可能なアプリの開発の導入の可否を検討しております。

さらには、10月開催予定のひるがの分水嶺公園から瑞穂市まで歩く「清流長良川100kmウォーク大会」を予定しております。こちら、市の恒例イベントとして定着しつつあり、既に参加意思のある方々から数件の問合せを受けております。

市民の皆さんの目標になるような大会になれば、生きがいつくりの場を提供することができ、健幸都市みずほの実現につながるものと考えております。

以上のような取組において、ウォーキングのまちづくりを展開していきたいと考えております。以上です。

〔8番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） こちら、誰もが健康で幸せに生きるまち、根幹だというふうに今おっしゃられましたので、この根幹とするように、先ほど市長が言われたみたいに、数字で、そして目に見える形でそうしたものというのを進めていただきたいと思います。

先日、地方創生のプレゼンテーションで、瑞穂市出身の女の子がウォーキングのまちというのを提案されていたと思います。その彼女が言っていた中には、まず歩きやすい舗装にするとかそういったもの、あとは歩くところにアジサイが植わっていて歩きやすい、歩いていて楽しい、そんなような要素もこれからは入れていく必要があるんじゃないかというような話もされていたと思います。恐らくそれも市として、市長のコメントでも進めていきたいというようなお話もあったかと思いますが、目に見える形で、そして市民の健康寿命が延びたという数字で実感できるこの未来の瑞穂を考えていきたいというふうに思っております。

次に、2番目、「安全・快適」誇れる安全・機能性の高い快適なまちの実現という2本目の柱でございます。

その中には、JR穂積駅周辺整備事業の推進、中山道のまちづくりの推進、そしてコロナ感染防止・災害時の資材・備蓄等の強化というふうに私がいただいたこのビジョンには書いてありますが、その中でも、中山道のまちづくりの推進ということでお伺いをさせていただきたいと思っております。

現在、市では、美江寺宿、そしてサンコーパレットパーク、小簾紅園の3つを拠点としてまちづくりを進めていく中山道まちづくり基本構想というものを策定して、まちづくりを進めていってまいります。

この市長マニフェストに記載されている中山道のまちづくりの推進というのは、どのようなことをしていくのか、これをお伺いいたします。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 改めまして、おはようございます。

議員の御質問にお答えします。

瑞穂市まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標の一つに、瑞穂市の魅力で、「交流・にぎわい」を生み出すを掲げており、地域資源を活用した観光振興、地域と連携したイベント等の開催、さらには交流人口の拡大による移住・定住の促進を目指すこととしています。

また、瑞穂市都市計画マスタープランでは、多様な交流を創出する都市づくりを目標の一つに掲げ、中山道を軸とした点在する歴史、文化資源を楽しく巡ることのできるネットワークを形成し、市民が誇りを持ち、多くの人々が訪れたい都市づくりを目指しています。

そして、巢南庁舎周辺地区を地域生活の拠点とし、市民の皆さんがスポーツやレクリエーション、文化活動などを身近に楽しめ、市民同士の交流が活発となる都市づくりを目指しています。これらを踏まえ、令和4年度から3年の計画で民間活力の導入も見据え、昨年度、サンコーパレットパークを拠点とした中山道まちづくり基本構想を策定しました。

瑞穂市には、祭りや史跡、農業観光など中山道沿線に点在する特色のある地域資源があります。そのほかにも、まだまだ埋もれているものもあると思います。それらの掘り起こしも行いながら、美江寺地区、大月のサンコーパレットパーク、呂久地区を中山道で串刺しにした中山道団子化構想と捉え、地域の魅力や認知度を高め、市内だけにとどまらず市外からの交流人口を増やして、人を呼び込み、人が増えることで仕事をつくり、移住や定住につながるまちの好循環を生み出していきたいと考えています。以上で答弁とさせていただきます。

〔8番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） 今、中山道を使ったまちづくりのお話をさせていただきました。

これは、昨年からまちづくり基本構想、市民の方とワークショップを重ねながら、どういった構想をしていこうか、今も実効的な基本計画をつくるために市民の皆さんと実行委員会のようなものやっていたらいいというふうに認識をしております。

私自身、自分の生まれ育った場所が美江寺ということでありまして、この美江寺の住民の方がどれだけの時間と、そしてお金と、そして思いをかけて守ってきたかということを感じている住民の一人でありまして、それを次の世代にも残していきたいというふうに強く

思っている議員の一人でもあります。

そうした中で、この中山道のまちづくりということで、この瑞穂市の今回20周年で瑞穂市史というものを編さんしていただきました。これは、瑞穂市の歴史をしっかりとたどることのできるものだと思っております。

前回の一般質問で、学校でふるさと学習などの時間で見ただけのように、電子データで提供していただけるようなことを検討していただいているとか、市民の皆様に電子データで見ただけのように検討を進めていただいているというふうに答弁をいただいておりますので、ぜひそういったことも含めながら、自分のまちを知って、この中山道のまちづくり、交流人口を増やしてまちににぎわいをつくるということをございますので、しっかりと進めていただきたいというふうに申し上げまして、次の質問に移らせていただきます。

3本目の柱としまして、「子育て・教育」子供たちの未来が光輝くまちの実現というタイトルがつけられています。

その中で、3つ事例がありますけれども、放課後子ども教室・公私連携保育所の推進、もう一つは、市立小・中学校の英語教育の推進・保育所・幼稚園の質・量の拡充、そして産後ケアの充実・ゼロ歳児から子育て支援の推進ということで、子育て世帯の代表だと思っている私にとっても非常に重要なテーマだというふうに思っておりますが、この中でも、放課後子ども教室のことについてお伺いをさせていただきたいと思えます。

この放課後子ども教室の推進というふうにありますけれども、放課後子ども教室というのは、国が進める放課後子ども総合プランの中で、文部科学省と厚生労働省が子ども総合プランを掲げておりますが、その中でも文部科学省が進める取組であるというふうに認識をしております。保育という意味を目的とした放課後児童クラブではなく、子供の放課後に学び、体験できる場所として国が設置を進めているものと承知をしております。

子供を地域で育てる活動につながるものというふうに変期待をしております、設置や支援を求めて質問を以前させていただいたこともあると思えます。

この放課後子ども教室の推進というのをマニフェストに掲げてらっしゃいますが、放課後子ども教室の現状と市長が目指す理想というのはどういうものなのか、またその理想に向かって具体的にどのように進めていかれるおつもりなのか、お伺いをいたします。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 放課後子ども教室については、第2次瑞穂市総合計画（後期基本計画）において、子供の居場所づくりとして、放課後児童クラブとの併設や付近において放課後子ども教室を設置しますとし、令和7年度までに1か所、令和12年度までに2か所での実施を目標としています。

また、国の新・放課後子ども総合プランの通知を受け、昨年12月に瑞穂市子ども・子育て支

援事業計画にも盛り込み、令和7年度までに1か所の整備に向けて推進していく予定です。

放課後子ども教室は、全ての児童を対象として、安全・安心な居場所を設け、学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する取組となりますが、国はこれを放課後児童クラブと一体的、あるいは連携して実施する総合的な放課後対策を推進しています。

一体型は、同一の施設で放課後子ども教室と放課後児童クラブの両事業を実施するものとなり、連携による実施は、別々の施設でも両事業を連携して実施していくものになります。どちらの方法で実施するか、また提供するプログラムは、児童や保護者、地域のニーズを踏まえて推進していく必要があると考えます。また、ニーズの内容によっては民間への依頼も必要になることが想定されるため、まずはニーズの把握に努めてまいりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。以上で答弁とさせていただきます。

[8番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） まずはニーズの把握というふうにおっしゃられましたけれども、今、放課後児童クラブ、非常に我が市はたくさんのお子さんに利用していただいています、その放課後児童クラブに通わないお子さんの放課後というのが充実するよというということで、この放課後子ども教室というのもあるというふうには私は認識をしております。

今のお答えの中では、ちょっと私が考える方向性とは少し違うとは思ったんですけども、というのは、地域で子供たちを見守るという形の活動が、例えばみえじっ子応援塾、そしてもりもりクラブとかそういった形で、学習支援というような形で地域が土曜日の午前中とか見ていただいて、やっというも、これも放課後子ども教室ではないかなあというふうに思っております。

放課後児童クラブとの一体的な運用というふうなことも一方ではありますけれども、地域の住民が地域の子供たちは私たちが育てるんだという気概を持ってやられる事業についても、この放課後子ども教室という制度を利用して、その運営に係る人だとか、場所だとか、光熱費だとか、そういったものについても市が支援をして、地域で子供を支えていく、地域で子供を守っていくという気概を市として見せて、市民が協働で参画する、そうした地域で子供を育てるという雰囲気の醸成にもぜひ使っていただきたいということを申し上げて、次の質問に移らせていただきます。

この4番では、4つ目の柱として、「産業・雇用」という分野で、女性・若者が輝き、活躍できるまちの実現ということ掲げてらっしゃいます。

若者・結婚期の支援、そして働き方改革の推進、そして地域経済の循環・特産品ブランド化の推進ということの3つ掲げていただいておりますけれども、この中で私の場合、働き方改革の推進ということについてお伺いをさせていただきたいと思っております。

まず、この働き方改革の推進というのは、いろんな分野、この文字づらだけでは、市役所のことなのか、この瑞穂市内の事業者さんのことなのかちょっとつかみ取れない部分もございますので、この働き方改革の推進と書かれた市長の目指す理想というものの、またそれを具体的にどのように進めていこうとされているのか伺います。

○議長（庄田昭人君） 森市長。

○市長（森 和之君） 馬淵議員から、働き方改革の推進の御質問をいただいております。

私たちは、コロナ禍で多くのことを学んでまいりました。特に第8波では、瑞穂市の子供さんから高齢者の方まで大変厳しい感染状況が毎日続きました。その中でも、デジタル化やテレワークなどの働き方改革も出てきたと思います。

若い世代に働きやすい環境づくり、年休の取得や男性の育休の取得の推進、また女性の管理職の登用、さらには保育士の働き方改革などを掲げております。

自分の子供の学校の行事や参観などに行けないことのないような、そんな保育士などについても、担任の2人制などを必要に応じて進めていくことや、今年4月から始めました保育士を支援する保育士アドバイザーなどを置き、働き方の改革を現在進めております。

御質問の働き方改革は、市の職員向けということで御理解をしていただければと思います。

また、市内の職場などについては、市から発信するようなことで働き方改革についても進めていきたいということを思っています。

私は、市の職員、保育士も含めてですが、広い範囲で、広い意味で安心して仕事に向かうことができる環境づくり、職場を明るくすることがこの働き方改革の一つにあるということをお答えして、答弁とさせていただきます。

〔8番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） 市役所の職員の皆さんが働きやすい環境づくりをしていくということでございます。

安心して職場を明るくしたいというお話がありました。

商売の世界でも、従業員さんの幸福がおお客様の幸せにつながるということをよくESとかCSとか言われますけれども、そうしたものができていなければ市民サービスというものが停滞していくということが考えられるということで、この働き方改革、ちょっと精神論や根性論ではなく、私としてはIT、DX、そういったAIですか、この同僚議員も後でChatGPTというようなお話もあるかと思いますが、そうした技術を利用しながら、人間がやらなければいけないことはきちっと人間がやると、機械に任せたいほうが正確なことは機械に任せてやっていくというチャレンジもしていただきたいということで、前に一回私がDXの質問をしたときも、DXするとちょっと負担が増えるよというようなお話もあつたりしますが、それを乗り越

えて、ぜひそういうのを導入しながら、この働き方改革というものも進めていただきたいというふうに思っております。

この働き方改革について具体的にどのように進めていくか、御答弁いただける部分はありませんか。

ないですね。

では、5つ目の柱ですね。「環境・農業」水と緑が輝き、環境にやさしいまちの実現というものがございます。

こちらには、環境都市みずほの創設、そして犀川グリーンインフラ事業の推進、3つ目に有効な土地利用の推進というふうにございます。

こちらの中で、私はまず環境都市みずほというキーワードについてお伺いしたいと思います。

先般6月11日に開催されました瑞穂市制20周年記念式典においても、人権、環境、平和の宣誓というものを市内の3中学校の生徒代表の方に発表をしていただきました。

まさに、今後10年、20年後を担う世代の皆様の発表というものは、瑞穂市の未来を見るような、未来を託していけるしっかりとした発表だったというふうに私も思います。

その一つである環境、この市長マニフェストに掲げられている環境都市みずほというものはどんなまちですか。また、具体的にどのように進めていかれるおつもりなのか、お伺いいたします。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） おはようございます。

それでは、お答えいたします。

未来への良好な環境を引き継ぎ、持続可能なまちを構築するため、環境基本法の基本理念である第3条の環境の恵沢の享受と継承等、第4条の環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等、そして第5条の国際的協調による地球環境保全の積極的推進を基本とした取組を進めたいと考えております。

具体的には、瑞穂市の豊かな自然や水環境のさらなる改善や保全を図り、在来種であるハリヨや蛍等を保護するなど、人と自然が共生し、良好な自然環境を次世代へ継承することであり、その一つが公共下水道事業であります。

次に、循環型社会形成及び持続的発展可能な社会の構築のため、廃棄物の減量化、資源化に向けた取組をさらに進め、廃棄物の中から大切な資源を取り出し、次の製品へと循環し、そして焼却ごみを減少させ、温暖化効果ガスの発生を抑制することを図ります。

また、次世代自動車として電気自動車の普及を推進するため、庁舎などの市関連施設の駐車場にEV用充電ステーションを設置し、国際的課題である地球温暖化対策のため、ゼロカーボンシティの実現に向けた取組を実施します。

まだまだ具体的な取組については、今後の課題ではありますが、循環、共生、参画及び国際的取組を構築しながら、現在及び将来の市民に健康で文化的な住環境の確保や福祉に貢献する環境都市みずほの創設を目指しています。以上です。

〔8 番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 馬淵ひろし君。

○8 番（馬淵ひろし君） 環境について進めていかれるということで、ハリヨとか蛍の保護、そして廃棄物のリサイクル、そしてEV車の推進というようにお話をしていただきましたけれども、この環境というのはなかなか捉えにくいものがございますので、それが先ほど市長も言われたみたいに、数字で、もしくは見えるように変わっていくというものをぜひ道筋をつけていただきたいと思っております。

環境に絡めまして、先般、農林水産省のほうで、みどりの食料システム戦略というものを立てました。

これは、50年に一回と言われるぐらいの大きな方向転換でございまして、化学肥料の使用の削減とか、農薬の削減といったような目標をしっかりと立てて、そうした農業、これは生態系を守る農業というふうにも言えるかと思えますけれども、そうしたものを進めていくというふうに国のほうが方針転換をされました。

さらには、この間の令和5年3月ですけれども、岐阜県みどりの食料システム推進計画というものが策定をされております。

その中で、県は本計画の実現に向けて、市町村と協力及び連携の上、中略しまして、本件の特性と実情に即した施策を講じるというふうに掲げてあります。

これに関係しまして、瑞穂市として、この岐阜県みどりの食料システム推進計画の達成というものに向けて、どのように取組をされていかれるか、お伺いをいたします。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） おはようございます。

馬淵議員より御質問がありました、岐阜県みどりの食料システム推進計画の達成に向けた瑞穂市の取組についてですが、先ほどもおっしゃいましたが、本計画は岐阜県が中心となり、市町村から意見聴取をしながら進められ、令和5年3月に策定をされました。

その中で、環境負荷低減に関する5年後の目標として、有機農業の取組面積の拡大、有機農業指導員の育成数の増など10項目が掲げられております。

目標に向けて、県から岐阜県みどりの食料システム推進計画令和5年度施策対応について、講ずべき施策などを市町村にも対応を求めるとの説明が5月下旬にあり、具体的に有機農業に取り組んでいる農業者がいる市町もありますが、多くの市町はこれから取組を検討していくこととなります。

瑞穂市でも、県と協議をしながら瑞穂市に適した施策を検討し取り組んでいくことになりませんが、今後有機農業に取り組む農業者がありましたら、県などと連携しながら、みどりの食料システム法の認定を受けることで得られる支援制度などの紹介を行っていきたいと思います。

また、環境負荷低減を推進するため、有機農業の推進や化学肥料の使用量の低減が図られておりますが、アクアパーク別府水処理センターで下水汚泥を使った有機肥料、瑞穂のHEROⅡ（肥料Ⅱ）を製造し、中央エコセンターで販売をしております。

岐阜県内では、13市町が下水道汚泥肥料を製造しているようで、瑞穂市では年間30トン程度を製造しております。

同等成分の化学肥料の価格と比較しても安価に手に入りますので、農業者に瑞穂のHEROⅡ（肥料Ⅱ）を使っていただくことも環境負荷低減の取組になっております。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） 岐阜県の計画を受けて、市が進めようとしているということですが、今の視点は、有機農業のある市町が取り組んでいくものだというような形でちょっと受け取れたんですけれども、私としては、この瑞穂市、農地と都市がバランスの取れた調和のあるまちだと思っておりますけれども、なかなか農業をしていらっしゃる方って少ないかなと。専業という方も少ないと思っております。

どちらかというと、この瑞穂市が求められているのは消費地であります。有機農業を進めていっても、それを買っていただける消費者がいなければ、生産者も作ることはできません。

そういった意味で、農業もできますし、人口も増えている、5万人以上の人口を有するこの瑞穂市の役割としては、この岐阜県の中でもそういった消費地になることではないかなというふうに思いますので、ぜひその消費地であるという視点もお考えいただいて、この県の計画には市として取組を進めていただきたい。

具体的には、以前も御質問をしましたが、オーガニック給食の推進だとか、有機農産物の販売所の拡大だとか、そういったことがあると思います。有機農法は体に優しいというふうに言われております。低農薬、そして無化学肥料で作った野菜ということでもありますので、それを消費するという視点も、ぜひ御検討いただいて進めていただきたいというふうに思っております。

次に、同じ5番目の柱、環境・農業の中で、有効な土地利用の推進というのを市長がもう一つ掲げられていらっしゃいます。

ここは併せてお聞きをいたしますけれども、この有効な土地利用の推進というふうにありますけれども、現在有効に利用できていない土地というのがないと認識をされているのか、また

それを具体的にどのように進めていくのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 有効利用できていない土地として、まず耕作をされていない農地が掲げられます。

農業者の高齢化や担い手不足などにより農業経営が継続できないなど理由として考えられ、市内で散見される状況となっております。

また、農業振興地域内で工場適地地区に指定されている場所などの農地についても、農地としては有効に利用されておりますが、農業振興地域内で宅地化が可能な土地のポテンシャルを考えた場合には、100%有効に利用されているとは言えない部分もあるかと考えております。

耕作されていない農地でも、農地の大きさや場所などによっては担い手が借りて営農できる農地があると思います。このような農地は、農地中間管理機構と相談しつつ新たな担い手につないでいけるよう所有者などと調整を行っております。

工場適地の農地については、先ほども申しましたが農地としては有効利用されておりますが、工場用地としても利用が可能となっておりますので、地権者の方の意向もありますが、優先的に事業地化されていくべき土地と考えますので、企業進出を考えておみえの業者の方々からのお問合せがありましたら紹介を行っているところです。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） 農地として有効に利用できているが工業用地としても使えるというところは、ぜひ会社誘致をしていきたいというようなことをおっしゃっていただいたし、宅地の利用というのももちろんできるところは進めていきたいというようなお話があったかと思えます。

こちら土地利用については、私もいろいろ思うところではございますが、中小校区、西小校区については人口減少、高齢化が進んでいます。これは、穂積地域、そして巢南のほうでも、南の地区では市街化区域ですのでそんなことは起こっていないんですけども、この市内の均衡の取れた発展、ないしは高速道路に近いのは一番西の北の七崎とかそういった地域でありますので、そういったところもぜひ有効な土地利用の推進というものもぜひ進めていただきたいというふうに思っております。

それでは、6番目の柱ということで、「地域運営」というところで市民と行政が拓く協創と連携のまちの実現というふうに書かれておまして、この中では、校区活動・地域づくりの一元化の推進、人権尊重のまちみずほの創設、そしてデジタル化による行政報告の実施というふうにあります。

この6番目の柱から2点お伺いをさせていただきます。

この中に、校区活動・地域づくりの一元化の推進というのが掲げられてあります。

これは私が議員に初めて当選をしたときに、初めて行った令和元年の6月議会の一般質問において、私が初めて質問したのがまちづくり基本条例の推進というテーマで質問をさせていただきました。

市民と行政が一体となって市民参画による協働のまちづくり、これは私が推し進めたいまちの姿であり、ぜひ推進をしていただきたいというふうに期待をするものでございますけれども、この校区活動・地域づくりの一元化の推進とは、現在どのような課題があつて、その解決策として今後どのように政策を進めていくのか、お伺いをいたします。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 全国的に見ても少子高齢化問題が叫ばれる中、地域社会は時代の変化とともに価値観や生活形態が多様化し、人のつながりが薄くなりつつあると思われまふ。地域が本来持っている互いに協力し合い、助け合う機能が低下している状況でございます。

当市においても、間もなく人口減少に転じると予想され、少子高齢化に向けた持続可能な地域づくりは喫緊の課題であり、また独り暮らしの高齢世帯や貧困世帯の増加、さらには就学援助児童の増加、介護予防、子育て支援、地域安全の見守り等、地域課題は年々多様化、深刻化しており、行政だけでは解決できない時代になっていることが最大の課題と考えます。

地域においても、福祉、健康、環境、防犯、防災など、個人や一自治会の力では解決できていない問題が増加しております。

そのような中、当市では合併以来、運動会や夏祭り等、生涯学習を中心とした小学校区単位等の自治会と、その地域で活動する各種団体により構成された地域運営組織があり、市では、その活動に対する補助金を交付しております。

しかし、先ほど述べたとおり、地域課題は年々多様化、深刻化しており、国や県等の補助金施策もあり、関係各課、社会福祉協議会から福祉、防災等の補助金主導型の新たな地域運営組織をおのおのが立ち上げている現状でございます。その結果として、本来の自治会長の役割のほかに、別の役を担っていただいております、負担感があるのも事実でございます。

このような状況の中、市では協働の手法を用いて、市民と市が地域の課題を抽出し、共有し、その課題を踏まえた特色ある様々な活動を行う校区組織づくりを推進するため、今年度より市民協働安全課に窓口を一元化したところでございます。

自治会役員の皆様の負担軽減を目指しながら、自治会校区組織は、地域にとって大切な組織と思つて活動していただけるよう、引き続き市民の皆様と一緒に考えていきたいと考えます。以上です。

[8番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） 今言われたように、コロナを発端としてというのもあるかとは思いますが、それで加速をしたと思いますが、人とのつながりが希薄になっているよということでございまして、ただ災害時は職員の人数も限られるわけで、避難所の訓練だとかというのは、もう自治会さん、自主防災組織というんですかね、そういったところに頼らざるを得ないというふうに思っております。

今言われたように、この地域運営組織というものを市は進めているということで、これは何年もたっておりまして、なかなか進んでいないというのが現状じゃないかと私は思っております。ということは、もう少ししてこ入れを、または別の角度から推進をしていかなければいけないというふうに考えております。

今、くしくも言われましたが、自治会長の負担感というのが非常に大きいと。様々な分野にわたるものを自治会長さんが担っていらっしゃるということでありまして、私は常々、自治会長さんが忙しいのは、事務局となる機能がないからだと思っています。この事務局というのは、報酬をいただいて、その事務を整理したり、資料を印刷したり、準備したり、その自治会長さんの意向を受けて作成するといったようなこの事務局の機能というのが非常に大事ではないかなというふうに思っております。

それで次の質問になるんですけれども、このまちづくり協議会というものが全国の市町にはありますし、このまちづくり協議会という名前ではないものでも推進がされております。どういったものかといいますと、自治会、地区社会福祉協議会、PTA、子ども会、支え合い推進会議、消防とかそういったあらゆる地域にある組織をまとめる組織というものがあるということでございまして、それをまず組織化して、そこに行政が事務局として担い進めていくというような事例もあるかというふうに聞いておりますし、そういった形で、市校区、7校区、小学校校区を想定しておりますけれども、小学校校区でそうしたまちづくり、校区のまちづくりを住民が主体的に組織できるようなものをつくっていけないか、そのサポートを行政ができないかというふうに私は考えておりますが、こうしたまちづくり協議会というような組織、仕組みを導入していくという考えがあるか、お伺いいたします。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） まちづくり協議会につきましては、全国的に様々な呼び方がございますが、瑞穂市では、小学校区または中学校区において活動している校区組織が同様の役割を果たしております。

事務局につきましては、他市町の事例では、一部を市の職員が担っているところもありますが、より住みよい地域づくりを行うために、地域の住民が主体的に考え行動していくことが重要であるため、段階的に組織の中で専属の事務職員を雇い、地域だけで事務局を運営できるようにすることが理想と考えております。

瑞穂市の校区組織につきましては、各校区で有償の事務員を雇用、事務局を外部団体に委託するなど、自主運営がなされていますが、それゆえに行政は補助金を交付すること自体が目的となってしまう、行政と校区組織の関わりが年々希薄になってきました。

議員言われるように、事務局を担うまでは考えてはおりませんが、今年度から校区組織への関わりにつきまして見直しを行い、市民協働安全課の職員を各校区の担当に配置し、運営のサポートを行うとともに、行政の関係部署へ情報提供や連携を図っていきたいと考えております。以上です。

〔8番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） 本当に市民協働安全課さんに今一元化されて、そのおかげで市民協働安全課さんが地域校区の組織に下りて行っていただけると。下りていくってちょっと表現があれですけども、入って行っていただけるということ。

今は、住民が事務局員を雇ってやっていただくというのが理想だというふうにおっしゃいましたが、私としては、行政と住民がつながるといことが大事だと、私はそういう考えでございまして、行政が地域に入って行って、地域の住民の方といろいろ相談をしながらどういうふうに進めたらうまくいきますか、これをやろうと思うんだけどどんな補助金ありますか、そういったことは行政の職員がやはり詳しいわけでありまして、書類を作成するに当たってもスムーズに作成ができる。または相談、連携できる県の機関だとか、国の機関というのものもあるかというふうに思います。

住民の力でやるというのが本当に理想ではございますけれども、そこに至るまでのプロセスの間として、行政が果たす役割があるというふうに私は思っております。

今磯部企画部長がおっしゃられたその仕組みが機能をして、各地域の課題ややりたいこととこのを吸い上げて、それを形にしていっていただけるような行政の取組にしていきたいと思います。非常に期待をさせていただきます。

次の質問に移らせていただきます。

最後、この6番目の柱、地域運営のところ、デジタル化による行政報告の実施というのがございます。

こちらのほうは、私は常々住民の皆さんに市がどういったことを行っていくのかというのを発表していただけたらいいなというふうに思っていますけれども、コロナもあってなかなかそういう市政報告会というのが開かれなかったかというふうに思いますが、コロナ以後は、市長も精力的にこういうのを行っていきたくて思っていますし、お聞きしております。

また、このデジタル化によるという冠がついておりますので、これがどのような課題があって、またその解決策として今後これをどのように進めていくのか、お伺いをいたします。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） それでは、改めましておはようございます。

それでは、馬淵議員の御質問にお答えいたします。

瑞穂市まちづくり基本条例第7条に基づいて、市では、当該年度の事業及び予算編成につきまして、「広報みずほ」とともに市民の方に配付しております「わかりやすい市政方針」を用いて市政方針説明会を開催しているところです。

昨年度は7小校区全てでこの説明会を開催いたしました。開催日は、平日の夜に5回、日曜日の午前中に2回開催しましたが、その時間帯に来ていただける方に限定されることから、より多くの市民の方に当該年度の事業及び予算の内容をお知らせするには不十分ではないかとの反省がございました。

そこで今年度は、市ホームページへ事前に今回の説明内容につきまして、これを収録した動画を掲載、配信できるよう今準備しているところでございます。

これによりまして、市民の方が、いつでも、どこでも、また関心のある分野を特定して視聴したり、また繰り返し視聴できるような環境を整備していくことで、市政の理解を深めていただけるようにしたいと考えております。

今回は、市におけるデジタル化の初めの一步と位置づけ、できるだけ多くの分野で、例えばこの前挙行いたしました瑞穂市市政20周年記念式典などを動画配信して、市民の皆様の利便性が向上できるようコンテンツの充実を図っていききたいというふうに考えております。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） まずは、市民協働というふうに言われますけれども、市民協働というのは、情報の共有から始まるというふうに思います。

市民協働は、まず情報が共有されてからそれに関心を持っていただいて、関心のあるところに参加をしていただくというのが市民協働だというふうに私は考えております。

また、デジタル化というのは初めの一步ということで、そういった配信をしていただけるということで、非常にいいことだというふうに思いますけれども、どう見てもらうかと、公開はしたけど見てもらえないというのはよくあることでございますので、そういった形で市民に興味、関心を持っていただいて見ていただけるような工夫というのを凝らしていただきながら、初めの一步ということは、もう2歩、3歩、デジタル化というものも進めていただきまして、途中にありました働き方改革、それを行うことによって市民サービスの向上というのを目指していただきたいなあというふうに思っております。

本日、さらに最後には、7つ目の柱として「人口減少・行財政改革」というテーマで、持続

可能な行政運営を誇るまちの実現というふうに掲げられていまして、公共施設の集約とか、空き家対策・住宅取得の支援の推進、そして新たな財源の確保というようなテーマで市長が7つの柱を掲げていらっしゃいます。

森市長が掲げられるこの瑞穂ビジョンというものは、本当に吉田松陰先生が言われたように、実行なき者に成功なしということでございますので、ビジョンなきリーダーに成功なしというふうに市長もおっしゃって見えますので、このビジョン、ぜひ目に見える形で、そして数字で分かるような形で進めていきたいということをおっしゃっていただきましたので、そうした瑞穂ビジョンの実現に向けて、そして市民の幸せが増幅するとか、市民がより幸せになっていただける市政運営を期待して私の一般質問を終わります。

○議長（庄田昭人君） 8番 馬淵ひろし君の質問を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩します。

休憩 午前9時55分

再開 午前10時06分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

10番 今木啓一郎君の発言を許します。

今木啓一郎君。

○10番（今木啓一郎君） 皆さん、改めましておはようございます。

議席番号10番 今木啓一郎です。

ただいま庄田議長より発言のお許しをいただきました。これより通告に従い質問をさせていただきます。

本日の私の質問は2項目であります。

1点目が改正民法による空き家対策の変化と課題について、2点目が結婚新生活支援補助金についてです。

以下は質問席に移りますが、昨日、青少年育成市民会議にて、市内中学生代表の6名がすばらしい少年の主張をされました。それに負けないよう、大人の主張ではございませんが質問をさせていただきます。

瑞穂市では、新築住宅用地として田畑が転用されるケースが多くなっています。しかし、その一方で空き家の数も増加しているのが現状でございます。そのため、森市長は、先ほど御紹介ありましたマニフェストで、人口減少・行財政改革に対応した持続可能な行政運営を目指すとして、その一環として空き家対策を提案しています。

また、政府は、空き家の増加により少子高齢化による人口減少だけではなく相続関係の複雑さや所有者の不明確さなども影響していると考え、民法を一部改正して、その解決に取り組んでいます。

これらのことを踏まえて、以下の点についてお尋ねします。

では、空き家対策に関して、本年度実施する事業についてまず御説明をお願いします。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 令和元年に瑞穂市空家等対策計画が策定され、計画期間は5年とされております。

今年度は、令和6年度計画改訂に向け、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律内容も踏まえ作業を進めてまいります。

空き家の所有者などから適正な管理や活用などに対する相談対応については、建築士や弁護士などで構成されるNPOと連携した支援体制の強化も引き続き行ってまいります。

また、市民生活の安全・安心な住環境を確保するため、建築物上大変危険のおそれがある家屋に対し、瑞穂市特定空家等の認定基準に基づき、建築士による現地調査を行います。

なお、特定空家に認定されたものに対しては、除却を実施される方に対し、瑞穂市特定空家等除却補助金要綱に基づき費用の補助を行ってまいります。

[10番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 今木啓一郎君。

○10番（今木啓一郎君） ありがとうございます。

では、次の質問に移ります。

市は、瑞穂市シルバー人材センターと空家等の適正な管理に関する協定を締結し、空き家の管理に関する相談者には、瑞穂市シルバー人材センターを紹介されています。

しかし、自治体が運営するウェブサイトで空き家バンクと呼ばれる制度が導入されておられません。空き家の売買や賃貸を仲介したり、空き家をカフェやギャラリーなどに改装して、地域の活性化や観光振興に役立てたりする取組は行っていません。このような空き家の有効活用について、現在どのようにお考えでしょうか、お答えください。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 空き家対策は、市民生活の安全・安心な住環境を確保するために、管理不良の空き家などの発生を抑制することが問題解決の基本であると考えております。そのために空き家の所有者などから適正な管理や活用などの相談に対して職員が対応しており、中には相続などの専門知識が必要となる場合もあり、対応窓口の充実を図るために、建築士や弁護士などで構成されるNPOと連携して、空き家等に対するさらなる相談体制を強化し支援を図っております。

また、瑞穂市商工会の協力も得て、家屋の除却や利活用に対する事業者の紹介も行ってまいります。

今後も危険な家屋などの除却や管理不良の空き家などの指導も行いながら、危険な空き家等

の発生の防止に努めてまいります。

[10番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 今木啓一郎君。

○10番（今木啓一郎君） 御答弁ありがとうございました。

空き家バンクでは、現状いろいろな問題を抱えていることは他の市町の空き家バンクでお手伝いをした経験のある私としても十分理解はしておりますが、放課後児童クラブや、子供や高齢者の居場所を探している方、廉価で一時的な住まいを探している生活困窮者の存在も忘れないでください。よろしく申し上げます。

では、次に移ります。

空き家問題に対処するために、令和3年4月、民法や不動産登記法などが一部改正されました。

この改正法は、令和5年4月から施行され、所有者不明や管理不全の土地建物に関する新たな制度を設けたり、手続を簡素化したりするなど画期的な対策が盛り込まれています。

市としては、この改正法の内容を把握し、空き家の有効活用や適切な管理を促進するための施策を強化することが必要だと考えます。具体的にどのような施策を検討されていますか。また、課題についてどのようにお考えでしょうか、お答えください。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 今月7日に空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が可決、成立し、6月14日に公布をされました。

今回の法改正では、周囲に悪影響を及ぼす特定空家等の除却等のさらなる促進に加え、周囲に悪影響を及ぼす前の段階から空き家等の有効活用の適切な管理を確保し、空き家対策を総合的に強化するものとなっております。

今後、管理不全空き家等に対する判断基準や災害時における緊急時の代執行、空家等活用促進区域及び空家等活用促進指針の作成などの具体的な基準などの情報が来るものと思いますので、今年度の瑞穂市空家等対策計画の改訂に併せ、瑞穂市特定空家等除却費補助金交付要綱の改正などを行っていきたいと考えております。

○議長（庄田昭人君） 臼井市民部長。

○市民部長（臼井敏明君） 改めまして、おはようございます。

私のほうからは、所有者不明の土地、家屋について御質問にお答えいたします。

令和3年に公布された民法や不動産登記法の改正につきましては、議員がおっしゃられたように、所有者不明の土地等の発生予防と利用の円滑化の両面から見直されたものでありますが、市内の土地と建物に対して課税している固定資産税の面から、所有者不明土地等にならない取組についてお答えさせていただきます。

まず1つ目の取組といたしましては、納税義務者の方がお亡くなりになったことを市民課からの情報により把握しましたら、その方の相続人を把握するために関係する住民票や戸籍謄本などを取得し、相続される方が決まるまでの間、相続人を代表して納税を行っていただく相続代表人を特定する調査を行います。

一部の案件で相続人となり得る方の把握に時間を要する場合がありますが、ほとんどの場合は御連絡が取れるため、相続代表人を設定する届出を提出していただくことにより、固定資産を管理する方の連絡先を把握できております。

2つ目の取組としましては、例年4月に固定資産税の納税通知書を発送しておりますが、送付先不明で返送されてきた際の対応になります。

返送されるものの大半が市外の方で住所が変更されていることが多く、毎年一定程度あります。この場合は、住民票などの取得により住所地を把握し、納税義務者の住所地変更を行うとともに、改めて納税通知書を送付しております。

また、住民票の移動が確認できない場合などには、住民票や戸籍謄本などにより親族の方の把握を行い、現地訪問などによる聞き取り調査も行い対応している場合もあります。

固定資産税に関する取組については以上になります。

[10番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 今木啓一郎君。

○10番（今木啓一郎君） 御答弁ありがとうございました。

今御答弁ありました固定資産税については、国も今までの家屋について、減免というか、廉価にしておったところの見直しを考えつつあるやに考えておりますので、今後そのことも含めて対応いただければと思っております。

ところでこの改正民法は、自治体だけでなく一般市民の生活にも大きな影響を及ぼすものと予想されます。その周知の必要性や方法についてどのようにお考えでしょうか、お答えください。

○議長（庄田昭人君） 臼井市民部長。

○市民部長（臼井敏明君） 令和3年の民法等の改正や相続土地国庫帰属法の創設などにおきましては、相続登記や住所等の変更登記がされるよう申請を義務化する見直しや、相続等により取得した土地を手放して国に帰属させることが可能となる制度の創設など、土地、家屋の利用が促進されるよう見直しがされております。

瑞穂市におきましては、固定資産税の納税通知書に同封しておりますチラシに、岐阜県及び瑞穂市の都市開発課と連携して家屋の適正管理を所有者等へお願いする内容とともに、今回の法改正による相続登記の申請義務化についてのお知らせを併せて行っております。

また、この相続登記の義務化につきましては、「広報みずほ」にも掲載して周知を行ってお

ります。

今後も国や岐阜県からの情報を都市開発課と共有しながら啓発を行っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

[10番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 今木啓一郎君。

○10番（今木啓一郎君） 御答弁ありがとうございました。

さて、御承知のとおり、空き家を含め隣家の荒廃は、私たちの生活に様々な影響を及ぼしています。例えば道路や公園などの公共施設に敷地を越えて枝が伸びてきた場合、通行や景観に支障を来すだけではなく台風や大雪などの災害時に危険を招く可能性があります。

また、いわゆるごみ屋敷と隣り合うことによって住環境が悪化することもあります。具体的には、ごみ屋敷からは異臭が漂い、雑菌や虫が繁殖し、火災の危険も高まります。そして、ライフラインの導管等を隣接地等に設置することについての根拠規定がなく、土地を利用することが阻害されています。

これらのトラブルに対応するために今回の改正民法では、御答弁もございました管理不全土地管理制度、管理不全建物管理制度という規定や相続制度などの見直しということがありました。それ以外に、実はライフラインの設備の設置利用に関する権利や認知、使用権の明確化、越境した枝を自ら切除できる権利なども含まれています。

そのため、これまで御答弁いただきました都市整備部、市民部だけでなく、環境水道部など他の多くの部署にも影響するものと考えております。その点を含めて関係者に周知していただくようお願いいたします。

では、この項目の最後に、空き家や荒廃した民家は、先ほども申しましたが、火災や犯罪の危険性が高まり、近隣住民に不安や迷惑をもたらす可能性があります。そのため、ふるさと納税を活用して空き家の草刈りや整備などの施策を実施することをお考えいただけないでしょうか。空き家問題に対する一つの解決策になると思います。

また、空き家だけでなく実家やふるさとに帰ることができない方にもふるさと納税を活用して、市内にある実家、田畑や庭の清掃作業サービスを提供することは、地域の活性化にも貢献できる有効な方法だと考えております。いかがでしょうか、御答弁ください。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 今議員がおっしゃいました空き家に関しての管理におきまして、他市においてふるさと納税の記念品として提供を行っている自治体がございます。

サービスの内容といたしましては、空き家等の見回り、除草、庭木剪定など、遠方にお住まいの方でなかなか帰郷できない方々が利用する記念品となっております。

ふるさと納税の制度を活用し、空き家管理ができれば、火災、犯罪の危険性が減少することも考えられますので、瑞穂市でも請け負っていただける企業等を調査しながら今後検討していきたいと考えます。以上です。

[10番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 今木啓一郎君。

○10番（今木啓一郎君） 御答弁ありがとうございました。

何とぞ、他の自治体の取組を研究していただき、当市に適したふるさと納税を活用した空き家対策の施策をお願いし、次の質問項目に移ります。

さて、令和3年第2回定例会と3月議会で人口増加の継続についての一般質問において、私は当市に結婚を機に転入する人が多い一方、子供の出生数が減少しているという現状に対し、新婚世帯に新生活を始める支援をする結婚新生活支援事業の重要性を訴えてまいりました。

この事業は、御承知のとおり、結婚による新生活の準備費用、家賃や引っ越し費用などを補助する内閣府の制度でございます。

今回の6月補正予算書に結婚新生活支援補助金600万円が盛り込まれることを歓迎しつつ、以下の点についてお伺いします。

今回の結婚新生活支援補助金に関する窓口は、内閣府ではなく岐阜県のようにございます。その理由とともに事業内容について詳細なる説明を求めます。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 結婚新生活支援事業は、国・内閣府の地域少子化対策重点推進交付金を活用するものでございます。

市の財源といたしましては、国から県を通じて、岐阜県地域少子化対策重点推進事業費補助金となります。補助率については3分の2となる予定でございます。

平成30年度、県が行った少子化に関する意識調査の結果によりますと、独身者の約90%が「いずれ結婚するつもり」と回答していますが、独身でいる理由は「適当な相手にまだ巡り合わないから」と回答した人が約45%と最も多く、次いで約30%の人が「経済的な余裕がないから」と回答しています。

市では、このうち婚姻により新生活をスタートする夫婦が経済的不安を軽減できるようこの補助事業を考えております。

事業内容といたしましては、婚姻日において夫婦ともに39歳以下で夫婦の所得の合計が500万円未満の方に対し、婚姻に伴う住宅取得費、リフォーム費用及び引っ越し費用を補助します。補助の上限金額は、夫婦ともに29歳以下の場合は60万円、どちらかが30歳から39歳、また双方が30歳から39歳の場合は30万円で、このうちの3分の2を県の補助を受けて事業を行うものです。

また、状況に応じた瑞穂市の条件をつけることができますが、県事業の承認、補助金の交付決定がされましたら、詳細につきまして市のホームページ等でお知らせしようと考えております。以上です。

[10番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 今木啓一郎君。

○10番（今木啓一郎君） 御答弁ありがとうございます。

補助率が3分の2ということでしたので、私が当初聞いていたのが2分の1、内閣府はというような話でございましたので、県のほうが有利であるということで選んでいただいたということを理解いたしまして、次の質問に移ります。

先ほど御答弁ありましたが、県が考える補助対象経費として、住宅取得費用、住宅リフォーム費用、住宅賃借費用、引っ越し費用、大きく4項目あると思いますが、この対象経費に関する市のお考えは、また対象経費をもし絞り込むようなことをお考えであれば、より効果的な広報活動が必要だと思いますが、どのようなお考えでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 市の結婚新生活支援事業としましては、住宅取得費用、住宅リフォーム費用及び引っ越し費用の補助を現在考えております。

事業の周知方法といたしましては、市の広報紙やホームページへの掲載のほか、不動産事業者や市内結婚サポート事業者へチラシ配布などを現在検討しております。

また、岐阜県主導により、県及び県内市町村と連携して取組を行い、県有施設等でのチラシの配布や県ホームページへの掲載等、連携市町において広域的な広報を行っていきたいと考えております。以上です。

[10番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 今木啓一郎君。

○10番（今木啓一郎君） ただいまの御答弁によれば、4項目のうち住宅賃借費用は対象外、新築・中古住宅の購入者や、同居のために既存住宅をリフォームする方々が対象になるようでございます。

そのため、結婚を予定されている方、市内の工務店や住宅販売業者の方には、この点をきめ細かく周知していただきたいと思っております。

では、最後の質問に移ります。

この支援事業について、結婚前の住宅購入、またはリフォームは補助金の対象になりますか。あるいは、夫婦の一方が婚姻前から親などと同居しており、婚姻を機に配偶者が当該住宅に入居する場合、配偶者の引っ越し費用は対象となりますかなどなど、申請についてこのような多くの質問が寄せられると思います。それらの対応について、先ほど周知されると言いましたが、

どのようなお考えでしょうか、御答弁をお願いします。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 新婚生活のスタートは、世帯により様々であり、また対象経費等により申請者に用意していただく資料も異なることから、広報を行う際にQ&Aやチェックリストを準備することを考えております。御提出いただく書類に不備や不足がある場合には、受付することができなくなることから、事前に御相談いただくよう併せて広報していただくことを考えております。

また、先ほど言いましたQ&Aにつきましては、ホームページへの掲載等も検討しております。以上です。

[10番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 今木啓一郎君。

○10番（今木啓一郎君） 御答弁ありがとうございます。

私が危惧しておったのは、窓口や電話で同じような質問対応に職員さんが貴重な職務時間が取られないようにするべきであると。そのためには、想定問答を事前に熟考し、それらを公開、いわゆるホームページ等に公開していただいて、職務のほうを進めていただきたいと思います。

では、結婚を機に当市に転入される方々には、この支援事業を有効に活用していただきたいと心から願い、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（庄田昭人君） 10番 今木啓一郎君の質問を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時46分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

[「議長、休憩」の声あり]

○議長（庄田昭人君） 賛成者がいないので、このまま引き続きさせていただきます。

このまま一般質問をさせていただきます。

[「休憩動議かけておるんですよ」の声あり]

○議長（庄田昭人君） 賛成者がありませんので、このまま一般質問をさせていただきたいと思っております。

12番 棚橋敏明君の発言を許します。

棚橋敏明君。

○12番（棚橋敏明君） 皆様、おはようございます。

議席番号12番 棚橋敏明でございます。

ただいま議長より了解がありましたので、一般質問をさせていただきます。

瑞穂市は、多くの人々が移住・定住され、住宅を建てたり、また住宅を購入されたり、人口が増加してまいりました。住宅を規制が少なく建てられる地域は、例で申し上げますと、国道21号線南、大きな中古車センター、そして家具販売店舗、そのかいわい、そしてさらに横屋の地域、そういったところにはどんどん住宅、店舗などが建ち、空き地や田畑も減少し、地価も高くなってきております。

一方、市内には多くの市街化調整区域も多数存在します。市全体として人口増加の一途でございますが、市街化調整区域では、規制などにより住宅用地、店舗用地としても売買もできず、また子供さんたちも市外へ移住される形態も多く見られます。市街化調整区域におきましては高齢化に拍車がかかり、人口減少が大きな問題となつてきております。人口の増加、そして住宅や店舗、事業所が増加し、固定資産税、市県民税の増収が瑞穂市の歳入の原点でございます。

そしてまた、この瑞穂市の人口の増加によります固定資産税、市県民税の増加が大きなウェートとなつてきており、大切な大切な財源でございます。瑞穂市の発展、人口増加に、調整区域の土地、交通アクセスなど大きく寄与するものです。市街化調整区域の今後につきまして、これよりは質問席に移り尋ねさせていただきます。

最初にお尋ねいたします。市街化調整区域、私たちはついつい市街化調整区域、このような言葉で呼んでおりますが、正式なる法律上の名称がございましたら教えてください。お願いします。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 都市計画法第7条第3項に市街化調整区域の記載があり、市街化を抑制すべき区域と定義がされております。

〔12番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 棚橋敏明君。

○12番（棚橋敏明君） 法律で明示されているのであれば、その歴史的背景、そして制定の年月、そして都市計画法、その目的など、再度教えてください。今目的のことはございましたが、再度こちらの年月、歴史的背景を教えてくださいとありがたいです。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 都市計画法は、昭和43年6月に公布され、翌年の昭和44年6月に施行をされています。都市計画法第7条第1項に、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、市街化区域と市街化調整区域との区分を定めることができるとされております。また、都市計画法第43条に、市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域内においては、県知事の許可を受けなければ建築物の新築などはできないものとなっております。

〔12番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 棚橋敏明君。

○12番（棚橋敏明君） 今一部賜った中で、さらにこの規制、そしてこのような場合だったら許認可、そういったことの内容、そして変更と許容の範囲の内容、そういった諸項目が明示され、また部長のほうでしっかり把握しておられる部分があればつけ加えてください。教えてください、お願いします。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 瑞穂市は、岐阜都市計画区域に属する形になりますが、構成としましては、岐阜市と岐南町、笠松町、北方町はそれぞれ市町の全域、瑞穂市におきましては、準都市計画区域というのがありますので、そちらの部分を除いた範囲で2市3町で構成がされております。岐阜県は、この計画区域全域を対象として、一市町を超える広域観点から、区域区分をはじめとした都市計画の基本的な方針を定めるものとして、岐阜都市計画区域マスタープランを策定しております。以上でございます。

[12番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 棚橋敏明君。

○12番（棚橋敏明君） と申しますと、瑞穂市の市街化調整区域につきましては、岐阜都市計画の中に組み込まれているということで解釈してよろしいわけでございますね。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） お見込みのとおりです。

[12番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 棚橋敏明君。

○12番（棚橋敏明君） それでは、ちょっと今正式名称をそれで伺ったんですが、それと同時に、北方町、笠松町、そういったところと県との関わりをもうちょっと詳しく教えていただくと非常にありがとうございます。よろしく申し上げます。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 瑞穂市は、先ほど申しましたとおり、複数の市町で構成された岐阜都市計画区域に属しておりますので、岐阜都市計画区域マスタープランというのが県のほうで策定をしておりますが、そちらのほうで岐阜県さんと協議をしながら進めております。

[12番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 棚橋敏明君。

○12番（棚橋敏明君） 私の知る範囲でしかちょっとお話しできないんですが、瑞穂市内の市街化調整区域、私自身が考えますと、やはり穂積地区、只越地区、祖父江地区、そして横屋の地区、そういったところが思い当たるわけでございますが、それが正しいかどうかもちょうと私はしっかりと把握はできておりませんが、瑞穂市内の市街化調整区域の面積の割合、そしてまたほとんど非課税だと思っておりますが、その固定資産税額が分かりましたら教えてください。お

願いたします。

○議長（庄田昭人君） 白井市民部長。

○市民部長（白井敏明君） 棚橋議員の御質問にお答えさせていただきます。

市街化調整区域の面積割合につきましては、市内の総面積の約29%を占めております。また、この市街化調整区域における固定資産税は、免税点未満のため実際は課税されない部分も計算上は入ってしまうことを御了解いただきたいと思います。約7,900万円になります。

以上、答弁とさせていただきます。

[12番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 棚橋敏明君。

○12番（棚橋敏明君） 約30%、3分の1まではいきませんが、かなりのパーセンテージが市街化調整区域と。そして、多くの面積の中から発生いたします固定資産税が総額で7,900万円と。どうしてもやはり価格は低いものだと思いますが、以前私自身、区画整理を始めないかというようなことが昭和の穂積町時代にございまして、その当時は、固定資産税額は、宅地となった場合、数十倍になると、そういうようなことを聞きました。そして当然区画整理を行えば、減歩もそれぞれの地域において行われる。ただし、価値が上がるから、数十倍の固定資産税になっても大丈夫なんだというようなことをその当時の自治会のほうから聞いたことがございます。

そういったところ、なかなかこれは計り知ることは難しいと思いますが、やはり数十倍の額に、宅地になった場合になるんでしょうか、お答えいただきたいと思います。お願いします。

○議長（庄田昭人君） 白井市民部長。

○市民部長（白井敏明君） 市街化調整区域において宅地となった場合に関する御質問になりますが、仮に県知事の許可を得られて、田んぼが宅地に造成された場合の固定資産税額につきましては、それぞれの地目の1平方メートル当たりの平均的な税額と比較しますと約45倍となります。

以上、答弁とさせていただきます。

[12番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 棚橋敏明君。

○12番（棚橋敏明君） 先ほどこの地域もございましてと言われた中に、ちょっと名前は北方町しか出てこなかったんですが、近隣の北方町、そして本巢市におかれましては、市街化調整区域がほぼ残っていないんじゃないかということを目にしたことがございます。これが正しいかどうか私も分かりませんが、確認は取れておりませんが、そしてなおかつ、この変更が非常にスムーズに執り行われたと聞いております。果たしてこの手法が、どの年代に、どのような手法で執り行われたのか、教えていただければありがたいと思います。よろしく願いたします。

す。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 北方町においては、主要地方道岐阜・関ヶ原線沿いの曲路地区において、令和2年に市街化調整区域から市街化区域に編入しています。平成27年6月に北方町都市計画マスタープランを策定し、平成28年以降に農用地除外や農地転用、用地買収や造成工事などを経て、令和2年11月に市街化区域の編入とともに、近隣商業地域へ用途地域の変更を行っております。

本巢市においては、平成22年8月に岐阜都市計画区域を廃止し、改めて本巢市の一部を対象に本巢都市計画区域を指定しています。本巢都市計画区域は、市街化区域と市街化調整区域の区分がなく、用途地域と特定用途制限地域による土地利用規制を行っていると聞いております。以上でございます。

[12番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 棚橋敏明君。

○12番（棚橋敏明君） まず今お伺いしましたところで私なりの判断をさせていただきますと、恐らく北方町は、区画整理も伴うからということで、ここから外れたのか、外されたんじゃないかなと思いますが、本巢市の場合はちょっとそれとは考え方がやや違うのか、やはり脱退みたいな形で出たのか、今の説明の中ではちょっと分かりかねるんですが、もう一つ具体的に本巢市の場合を教えてください。お願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 本巢市の場合は、一部ですけど、以前は岐阜都市計画区域に属しておったという形ですが、脱退をされた。それをもって、本巢市で改めて本巢都市計画区域を指定されたというような形になっています。ただ、こちらの手法としましては、市街化区域と市街化調整区域を区分するものではなく、先ほど申しましたとおり、用途地域と特定用途制限地域による土地利用の規制を行っております。

[12番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 棚橋敏明君。

○12番（棚橋敏明君） 土地利用の規制ということですね。まずはこれを後々まで覚えておきます。

そして次、ちょっと項目を変えまして、公共の建物、学校、そしてまた公共ではありませんが、病院など、そういったものが市街化調整区域にできた場合、例えば今回の下水の公共施設の場合、そういったことも踏まえた上で、その隣地、隣接地に一般の住宅、そして店舗などは造りやすくなるのか、造れるのか、お答えいただきたいと思います。お願いします。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 市街化調整区域に係る開発行為については、都市計画法第34条の第1号から第14号までに規定がされており、これらに該当する場合のみ県知事が開発許可をすることになります。建築可能かの漠然としたものではなく、個別具体的な計画をもって、許可権者である岐阜県に御相談をいただくことになります。

〔12番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 棚橋敏明君。

○12番（棚橋敏明君） ということは、公共の建物、学校、例えば今具体的に申しました下水の施設、そういったものを造っても、基本的にはあくまでも調整区域であるということで、しっかりと県のほうの指導、そしてまた指示を仰がねばならないということで解釈してよろしいわけでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 一概に、この地区に例えば公共施設が建つとか、学校が建つとかというようなお答えができませんので、具体的な計画をもって一つずつ調整をして、開発が可能か不可能かというような判断を行うということになると思います。

〔12番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 棚橋敏明君。

○12番（棚橋敏明君） なかなか厳しい部分がございますねと感じざるを得ないんですが、市街化調整区域に区域を示す、私たちがよく俗に言います線引きという表現をしております、線引きという境界がありますが、一部、今後の瑞穂市の進展、そしてまた高齢化対策、そしてまた集落の形成、そういった様々な中におきまして、一部線引きの変更とか、区域全体の変更とか、何か手法があるのか、あるいは全く不可能なのか教えてください。お願いします。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 市街化区域と市街化調整区域との区分を変更することは不可能ということはありませんが、市街化調整区域は、優良な集団農地などの保存を図るため市街化を抑制すべき、または当面市街化を抑制すべき区域として指定がされているものであります。市街化調整区域の一部を市街化区域に編入することは、優良な営農等が継続される地域においては、現状を継続していくことを難しくするおそれがありますので、国や県の関係機関や岐阜都市計画区域を構成する瑞穂市以外の1市3町との綿密な協議、調整を行い、瑞穂市都市計画マスタープランや岐阜都市計画区域マスタープランに明記させる必要があると考えております。

〔12番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 棚橋敏明君。

○12番（棚橋敏明君） なかなか厳しいものでございますね。特に、市街化調整区域という名前で、今まさに部長のお答えの中に営農とか農業的なことも一部含まれておりましたが、ちょ

っと市街化調整、この調整の中にそういった部分が入り込んでいるのかもしれませんが、しかしながら今地元は本当に高齢化してきております。跡取りさんが市街化調整区域の中に帰ってこないんです。今まさにお葬式、そして結婚式、全て集落の中でも執り行われる。また、集落の中が緊密な動きも少なくなってきたしております。そこへ大きく高齢の方だけが市街化調整区域の中に残る。そしてなおかつ、僅か水路1つ、僅か道路1つ、それによってある程度規制はあるものの、住宅を造ることもできる、跡取りさんの家を造ることもできる。様々な部分で、僅か道1つ、背割りの水路1つで大きく変わる。もちろん税額も変わりますが、果たして本当にこんなことでいいのかどうなのか。

なおかつ、先ほど申しました29%の市街化調整区域、恐らくこのうちの何%かは、交通の利便も高く優良な住宅地、そして店舗、事業所なり、そういったものを造ることが可能になれば、多くの高齢化の方々が喜ばれます。そしてまた、その集落が、そしてまた町内会が、消防団員一つ選出するにおきましても非常に選出しやすい。運動会一つ執り行うにしてもやりやすい。若者が一部でも戻ってこられれば、大きく私は市街化調整区域は変わると思います。

そんな中、この瑞穂市として、そしてまた瑞穂市の今後の財源としても、しっかりと県、そして多くの関係機関、そういったところに働きかけ、瑞穂市なりの何か動きといったことを生み出さなければ、どんどん高齢化の限界集落が市の中に点在する状況になろうかなと思います。そしてなおかつ、29%の部分で7,900万の固定資産税しか生まれない。

しかしながら、ここ数年の瑞穂市の歳入を見ておりましたが、やはり移住・定住していただける方々の固定資産税、そして市県民税のウエートはしっかり高いものと思います。そんな中、これからの市の財政、そして若者のまちである、そしてまた外の方々が瑞穂はすごいよねと、若いよと思われるような発展、その礎、そういったものをつくるために、しっかりと岐阜県、そしてまた関係機関、働きかけていただきたい。そのような今後の計画、県、関係機関、そして瑞穂市独自でやるべきどんな手法があるのか、そういったことについて計画、予定がございましたら教えてください。お願いします。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 平成30年3月に策定しました瑞穂市都市計画マスタープランにおいて、横屋下吹地区の国道21号沿道を計画的な市街地の形成と市街化区域への編入検討との記載があり、社会情勢や民間の開発動向などを踏まえ、適切な時期に県などの関係機関と協議を行っていきたいと考えております。

〔12番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 棚橋敏明君。

○12番（棚橋敏明君） 今横屋地区の御説明がございましたが、率直に申しまして、横屋地区、それもありがたいと思います。ただしほんの一部でございます。もっともっと高齢化して苦し

んでいる集落、祖父江地区、そして下穂積地区、そして駅から僅か歩いて何分かで行ける只越地区、様々なところにございます。牛牧地区でも同様にございます。

ここで、市長に最後にちょっとだけお尋ねしますが、何とかこの市街化調整区域、これから見直しを図る、そして高齢化社会に対して若い人たちが跡を取って、そのうちを少しでも長続きさせるといったところに持っていくためにも、基本的に市街化調整区域、何か手だてを立てていただきたいと思います。最後にございますが、強く市長の御答弁、よろしく願います。

○議長（庄田昭人君） 森市長。

○市長（森 和之君） 柵橋議員から、市街化調整区域が市街化区域に編入できないかという御質問をいただいております。

担当部長のほうからも説明をさせていただいておりますが、瑞穂市は岐阜地区の都市計画区域に所属しており、2市3町の構成となっておりますので、しっかりとしたまはずは瑞穂市の都市計画マスタープランを来年度、再来年度にかけて構築した上で、それぞれの自治体検討、協議をする必要がございます。御質問にもありましたが、まちの中心部に、只越地区ですが、市街化調整区域があるということについても、何とか将来的には市街化編入ができないか、これが瑞穂市の現状を捉えた人口減少対策につながっていくということ、馬淵議員からも御質問があった有効な土地利用というのは、このような市街化区域への編入が有効な土地利用になるということで、市のほうもこれから4年間の中でしっかりとした道筋をつけて進めていきたいということをお答えさせていただきますが、何分にも県、そして構成市町との協議が必要となることから、なかなかそのハードルは難しい、厳しいということだけ御理解をいただきたいと思います。

[12番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 柵橋敏明君。

○12番（柵橋敏明君） ありがとうございます。

それでは、今度は似たようなことで、農業振興地域についてお尋ねいたします。

農業生産を最優先に考え、食料自給率38%上昇させ、安全・安心な食料確保など、国民生活の根幹のため行われている国策が農業振興地域だと思います。現在の瑞穂市の住宅地の発展において、農業振興地域においても住宅を建てたい、事業所を造りたい、このようなニーズが多くなりつつあるのではないのでしょうか。まず巣南地区にあります農業振興地域の正式名称がございましたら教えてください。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 議員御紹介のとおり、正式名称は農業振興地域となっております。

[12番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 棚橋敏明君。

○12番（棚橋敏明君） 農業振興地域ということで制定されているのであれば、その歴史的背景、制定の年月、制定の目的、そして規制、許認可の内容など、諸項目はどのように明示されているのかお答えください。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 農業振興地域は、昭和44年7月に制定されました農業振興地域の整備に関する法律において、自然的、経済的、社会的諸条件を考慮して、総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的とするとされております。

歴史的背景としては、昭和30年代後半からの高度経済成長による人口や産業の都市部への急速な集中に伴い、昭和43年に土地計画法が制定されました。このとき、優良農地を主体とした農業地域を保全形成し、農業施策を計画的、効果的に行うための長期的な土地利用計画制度として制定されました。

この制度により、農林水産大臣が食料、農業、農村政策審議会の意見を聞いて、農用地などの確保等に関する基本指針を定め、都道府県知事は基本指針に即して農業振興地域整備基本方針を定めるとともに農業振興地域を指定します。この指定を受けた市は、農業振興地域整備計画を定め、農用地利用計画の中で農用地などとして利用すべき農用地区域などを定め、農用地区域内における農地転用や土地の形質の変更などの開発行為を規制するとともに農業振興施策が行われます。

なお、農業振興地域内は、農用地区域と農用地区域以外という2種類の地域が存在し、それぞれ青地地域、白地地域と呼ばれますが、青地地域の農地を農地以外に転用する際には、農用地利用計画を変更した上で、農地法による転用許可を得る必要があります。

[12番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 棚橋敏明君。

○12番（棚橋敏明君） 勉強になりました。ありがとうございます。青地地区、そして白地地区、白地は私は分かっておりましたが、青地というのもあるんですね。

それでは、瑞穂市内におきましての農業振興地域の大字どこどこ、字どこどこ、そういったことのまた面積、そして市全体におけます農業振興地域の面積割合、そしてほぼほとんどが非課税なのかなあとはいはしますが、念のため固定資産税額を教えてください。お願いします。

○議長（庄田昭人君） 臼井市民部長。

○市民部長（臼井敏明君） 棚橋議員の御質問にお答えさせていただきます。

瑞穂市の農業振興地域につきましては、旧巢南町の区域の一部が指定されておりますが、西小学校区、大字でいいますと七崎、居倉、森、唐栗、田之上、宮田、大月、そして中小学校区になりますが、大字でいいますと重里、美江寺、十七条、十八条の全ての区域、そして南小学校区では、古橋と呂久の一部がその区域となっております。

なお、その区域面積は、瑞穂農業振興地域整備計画書によりますと1,014ヘクタールとなっており、市全体の面積の36%を占めております。

また、農業振興地域内の固定資産税額につきましては、約13億6,000万円になりますが、この税額には、先ほどの市街化調整区域のところでもお断りしましたが、実際は課税されない免税点以下の部分も含んでいることを御了解ください。

以上、答弁とさせていただきます。

[12番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 棚橋敏明君。

○12番（棚橋敏明君） ちょっともう一度教えてほしいのは、先ほど調整区域が全体の29%、それとは別に農業振興地域が36%あるということによろしいのでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 臼井市民部長。

○市民部長（臼井敏明君） 先ほどの市街化調整区域、そして農業振興地域につきましては、一部重複しておる区域があります。大月、そして呂久、この辺りの一部が重複しておりますので、必ずしも足し算が合うものではございませんので御了解ください。以上です。

[12番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 棚橋敏明君。

○12番（棚橋敏明君） ありがとうございます。多少でも、えーと思いましたが、今の本当に部長の説明、分かりやすくありがたいです。ありがとうございます。

それでは次の質問に移ります。

この地域の中において、住宅、そして店舗、事業所など、どの程度は建てられるのか教えてください。お願いします。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 農業振興地域において農地を宅地などに転用するには、県知事の許可を得なければなりません。許可を得たい農地が集団農地内に存在しているか、集落に接しているかなど農地の状況で許可の要件が異なります。周辺が農地に囲まれているような場所は、転用許可が難しくなっております。また、建築物を建てるためには、農地法以外の都市計画法や建築基準法の基準を満たす必要があり、どのような建物を建てられるかは、個別の土地の状況や計画によって異なりますので、具体的な計画をもって御相談をいただいているところでございます。

[12番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 棚橋敏明君。

○12番（棚橋敏明君） 続きまして、この地域、今お聞きしましたら、富有柿の大重要な地域だと思います、現状ですね。そして、その中において、住宅、店舗、事業所、一部建てられるという前提の下に、今後の富有柿への対応をどのように進めておられるのか、ちょっと話が横に飛びますが、教えてください。お願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 瑞穂市内の柿農地の面積は年々減少し、市内には伐採された柿の木が散見されます。また、瑞穂市柿振興会の会員数も年々減少していると聞いております。柿の木を伐採し、柿栽培をやめられる大きな理由が他の農業と同様で、農業者の高齢化により農業経営が困難になることや担い手を含めた後継者不足が考えられます。農業者の中には、子供に引き継ぐことはせず、自分の代で整理をしておきたいと言われる方も中には見えます。

このため、柿の担い手を育成することが課題と考え、新規就農者の育成などを進めながら、農業法人の参入なども検討していく必要があると思います。現在、新規就農者として3人の若い方が認定農業者や認定新規就農者として柿栽培を頑張っておられます。こうした認定を受けずに営農をされている方も中にはお見えです。農業法人の参入につきましては、現在、岐阜市の法人が新たに瑞穂市内で柿栽培を行うための準備を進めてみえるところでございます。

[12番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 棚橋敏明君。

○12番（棚橋敏明君） 先ほどの市街化調整区域よりも幾分本当にいいのかなあという感じは受けたりします。ただしその中であっても、やはり後継者、やはり高齢化、そういったところでやはり跡取りのおうち、また跡取りだけでなしにほかの御子息、子供さん、例えば3人兄弟でしたら、跡取りさんだけでなしにほかの方まで家が造れるかどうか、そういったことになってきたりすると、やはり調整区域と同じような、似たり寄ったりなところがあるのかなと感じたりする次第でございます。

そんな中から、跡取り不足、高齢化、やっぱりそういったことがこれから危惧されるところじゃないかなと思いますが、そんな中、せんだって来より隣の工業地域、正式名はちょっと私今ぱっと思い浮かびませんので隣の工業地域と表現させていただきます。パンの製造工場進出以降、様々な事業所の問合せが来ていると聞いておりますが、コロナが終わり、コロナ後として、今現在どんな状況のオファー、問合せ、そういったものの動きがあるか教えていただけるとありがたいです。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 隣の工業地域とは、十七条内の事業所が集中して立地している

地域のことだと思いますが、この地域では、令和2年にパン製造工場が進出されました。市としても、この地域を企業誘致の重点区域として誘致に取り組んでいるところです。

地域の状況ですが、まず企業立地の実績として、令和3年度にこの地域内の一部の区画が建築資材置場として新たに農地転用がされました。令和4年度より瑞穂市工場立地法に基づく準則を定める条例を施行したこともあり、令和4年度にこの地域内の既存工場増築が行われました。

次に、この地域について、令和3年度より農業振興地域整備計画の変更に関する農振除外に係る瑞穂市の適合基準を見直し、同地区に隣接する農業振興地域内の農用地の2区画、計約2万2,000平米を新たに工場、事業所などの施設が設置できる土地として指定し、誘致用地の拡大を図っております。

最後に、事業所からのお問合せですが、コロナ以前、コロナ禍、そして現在においても、用地に関する問合せは変わらず一定数あります。問合せも、電話や商工農政観光課窓口への訪問、県の企業誘致課を通じたものなど様々で、不動産会社やゼネコンによる代理の問合せだけでなく、事業者から直接問合せが来る場合もあります。それぞれの条件に合わせて、該当する用地の紹介を行っています。具体的な事例を申し上げることはできませんが、1万平米を超える問合せが多く、さきに申し上げた新たに除外できることとした2区画に興味を示される事業者の方が多いと感じております。

[12番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 棚橋敏明君。

○12番（棚橋敏明君） 本当に非常にありがたいことだと思います。やっぱりこれからもしっかりと色々な方々にどんな地域になっていくのか宣伝なさって、多くの工場の方々、事業所の方々に来ていただきたいと思うんです。なぜかと申しましたら、必ず瑞穂に来られる事業所の方々、事業の方々、工場の方々、異口同音で申されるのは、地元の方々に働いてもらいたい、地元の方々を採用したい。特に巢南地区の農振のこの地域におきましては、そのようなお言葉をいっぱいお聞きする事業体の方々、また企業の方々がお越しいただいたのが現状でございますし、なおかつ今部長から説明がありましたように、さらにこのまちへ進出しようとしておられる方、まさに今までと同様、地元の農業振興地域の方々、そしてまた近隣の方々を採用いただければ、農業振興地域、そしてこの工業地域、一緒になってこれから瑞穂の発展に基礎的な動きができるんじゃないかなと思っておる次第でございます。

ぜひともこれからも本当に工場の進出をどんどん進めていっていただき、なおかつあの方々のおっしゃられる地元で従業員の方々を採用しますよという言葉を実際にありがたいと受け止めていただき、それがまた農業振興地域の発展にも結びつくと思いますので、どうか部長、よろしく願いいたします。

そして、ちょっと質問は変わりますが、今後地域内での住宅の建築において、様々なニーズが出てくる。先ほどもおっしゃられました、私は白地という言葉しか知らなかったんですが、青地というベースもあるということになれば、ますます本当に住宅の建築、様々なニーズが出てくると思いますが、そのようなことに対しましてどのように対応していかれるのか、方策、またこんな手法がありますということがございましたら御披露願いたいと思います。お願いします。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 先ほど御説明しましたとおり、地域内で住宅建築をするには幾つもの条件を満たす必要がありますので、個別に対応することになります。その中で、農用地利用計画の変更、いわゆる農振除外の適合基準に、令和3年4月から一般個人住宅として利用するための農振除外を設けました。これは、西小校区、中小校区の人口減少を抑制するため、農地の集積・集約化を進める担い手の農業経営に支障とならないなどの諸条件がありますので、これも個別で対応することになります。また、手続の受付期間について、昨年度までは年1回、7月のみとしておりましたが、今年度から7月と11月の2回に増やして対応をしていきます。

〔12番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 棚橋敏明君。

○12番（棚橋敏明君） 着々と進んでいるなという感じを受けます。ただ、様々な規制がありますので、本当にそれを皆さんクリアしながら、とにかく農業振興地域、非常に発展もしつつあります、農産物においては。ますますそういったことも鑑みながら、また隣の工業地域とタイアップしながら進めていっていただきたいと思います。

その中でちょっと最後になりますが、花、そして野菜、果物、穀物、そういった様々な生産地でもありますが、この農業振興地域において、今後地主さんの要望も変化が出てくるであろうかなと思われまます。その一つがイチゴであり、今までなかったような産物であるかもしれません。そういったことに対しまして、どのように御指導、そしてまたどのように対処し、伸ばしていこうと助力されるのか、そういった面、部長のお考え、また瑞穂市のお考えをお聞きしたいと思います。お願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 農業振興地域内において、人口が減少している状況や農業の継続ができなくなる農業者も増え、農地を一般住宅用地などに転用したいとの声上がるかもしれませんが、先ほど説明したとおり、令和3年4月からの基準に基づいて対応することになります。土地分譲や賃貸住宅などの開発は認めておりませんが、既存集落に接する場所であれば、個人住宅用地として認められる可能性がありますので、個別に相談を受けながら、農業振興地域の整備に関する法律、農地法などの基準に基づき、適切な手順により対処していきたいと考

えております。

[12番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 棚橋敏明君。

○12番（棚橋敏明君） 本当に様々ないろいろお答えいただきまして、ありがとうございました。

本当に今日は、まさに少子高齢化、これが市全体ではないんですが、少子高齢化がまさに調整区域、そして農業振興地域、この本当に大きな面積の中で少子高齢化、もっと極端に申しましたら跡取りがない。そしてさらに申しますと、現在のお住まいの家を取り壊さなきゃいけない。解体ってどれぐらいかかるんやねと、そういったことが今話題に上っている調整区域、そして農業振興地域も似たり寄ったりではなかろうかなと私は思います。

どうかそんな中にありまして、農業振興地域、大きな面積であります。そして、調整区域、大きな面積であり、なおかつ交通の利便、また子育てにもってこいの場所でございます。それが大きな不都合、こういったものが長年続いてまいりました。限界集落にならないよう、どうか皆さんの力で、農業振興地域、そして市街化調整区域、大きな見直し、それと同時に、いま一度スポットライトを当ててみてください。それが必ずや瑞穂市自体が人口減少に直面したときに、やっておいてよかったなということに必ず気づくことがあろうかなと思います。どうか執行部の皆様、よろしく願いいたします。

それでは、私、これにて棚橋敏明の質問を閉じさせていただきます。本当に今日は丁寧に御説明いただきまして、ありがとうございました。感謝申し上げます。ありがとうございました。

○議長（庄田昭人君） 12番 棚橋敏明君の質問を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩します。

休憩 午前11時37分

再開 午後1時11分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

16番 若園五朗君の発言を許します。

若園五朗君。

○16番（若園五朗君） 議席番号16番、新生クラブ、若園五朗。

ただいま議長の発言の許可をいただきましたので、一般質問を通告書に沿って行います。

質問事項は4項目について行います。1. 新庁舎建設事業の進捗状況について、2. 学校給食の無償化について、3. 安全で安心して暮らせるまちについて、4. 住み続けられるまちづくりへの対応について、質問席より行います。

1. 新庁舎建設事業の進捗状況についてお尋ねいたします。

第5回の新庁舎建設委員会が開催されたと聞いております。どのような内容ですか、お尋ねします。

また、新聞報道によれば、6月9日金曜日夜に、第6回目の新庁舎建設検討委員会が行われました。今後のスケジュールについてお尋ねいたします。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） それでは、若園議員の御質問にお答えいたします。

第5回の新庁舎建設検討委員会が5月26日に開催され、新庁舎建設候補地の評価について審議されました。この日は、委員会に先立ち、建設候補地として検討が進められている市内の5か所の場所について現地視察を行い、希望された委員10名の方が参加されました。

第5回の委員会では、前回まで議論を重ねていただいた結果、将来のまちづくりという視点を踏まえ、多様な機能を持ち、フレキシブルな利活用により、まちづくりの拠点としての効果を高めるために必要となる敷地面積規模は、5万平方メートル程度必要であると決めております。その条件を踏まえた評価方法としまして、利便性、拠点性、事業性、安全性、共通事項の6項目に分類し、そのうち20項目の評価軸で配点を一つずつ確認しながら慎重に進めていただきました。現地視察での状況を加味しながら、点数の決定を巡って熱く建設的な議論が交わされるなど、その日のうちに全ての採点を終えることができませんでした。

続きは、6月9日の第6回の検討委員会を開催し、議論が進められ、その評価の結果、第1候補地として只越地域が選考されました。

なお、今後につきましては、今回の結果に基づき、施設配置計画について検討し、より多くの市民の声も聞きながら、新庁舎建設基本計画を今年度中に策定したいというふうに考えております。以上でございます。

〔16番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 若園五朗君。

○16番（若園五朗君） 質問のまとめとして、新庁舎建設事業は2032年度の供用開始を目指して進められていますが、市役所候補地選定には、利便性、安全性、拠点性、経済性などで評価されると伺っておるところでございます。主要な公共施設との距離のバランスや市民の利用しやすさなどを考慮して決定されることを望んでいるところでございます。

次の質問に移らせていただきます。

学校給食の無償化についてお尋ねいたします。

令和5年5月13日土曜日、自民党の茂木敏充幹事長が岐阜市内で講演されました。人口減少は地方ほど深刻と題して講演がありました。その中で、国主導での子育て支援の拡充をしなければならぬ。学校給食の無償化、保育の充実などの施策が考えられています。そのような中で、市長は、市単独事業で学校給食の無償化についてどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 5月13日土曜日に岐阜市内でありました自民党、茂木幹事長の講演につきまして、読売新聞は、小・中学校の給食費無償化の財源に充てるため、自治体向けの新たな交付金を創設すべきだとの考えを示した。そして、子育て支援の何に使っても結構という交付金なりをつくることで、地域の実情に応じた支援策を取る中で無償化される形が望ましいと述べたと伝えています。

給食無償化につきましては、これまでもお答えさせていただいておりますが、学校給食法第11条第2項で、学校給食費は学校給食を受ける児童、または生徒の保護者の負担となっております。この規定について、政府は、自治体が保護者を支援するのを妨げるものではないとの見解を示しておりますが、本市におきましては、給食センターの管理費、施設費、人件費を考えますと、現時点では市単独で実施する財源確保は難しく、保護者から一定の負担をいただく必要があると考えておりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

以上で答弁とさせていただきます。

〔16番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 若園五朗君。

○16番（若園五朗君） 質問のまとめとして、学校給食の無償化については、国主導で行われることを望んでいるところでございます。

質問事項の中で、安全で安心して暮らせるまちについてお尋ねいたします。

1つ、西ふれあい広場の倒木と市内公共施設の倒木現状と調査結果と対策についてお尋ねいたします。

都市管理課の管理している樹木の倒木調査はどのようになっているのか。令和5年5月10日水曜日、午後2時15分頃、西ふれあい広場の東側において、歩道と道路のほうに倒木しているのが発見されました。幸いけがなくよかったですところでございますが、そのときの状況と、その後の対応、教育関係施設の小・中学校、保育園、幼稚園、公園、広場の倒木調査の現状とその後の対応はどのようになっているのか。また、西保育・教育センターの園庭の樹木が枯れておりました。その後、素早く撤去されました。市内の公共施設、植栽及び今後の対応について、5月11日木曜日、市長の呼びかけにより、倒木に関する緊急部長会議が開催されました。緊急会議の内容と今後の対応はどのようになっているのかお尋ねいたします。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 5月10日の西ふれあい広場のケヤキの倒木につきましては、連絡を受けて生涯学習課長が現場へ向かい、施設の東側に隣接する歩道、車道に倒れていたため、職員で枝を切り落とすとともに、業者へ連絡して幹を切断してもらい、夕方までに倒木の撤去を完了しました。そして、翌日には、業者に伐根をしていただき、整地も行いました。

市長からの指示を受け、教育委員会職員で手分けして、保育所、学校、生涯学習施設の高木

の点検を実施し、職員が危険と判断した樹木のある施設をまずは業者に見てもらいました。その結果、西ふれあい広場に2本、中ふれあい広場に3本、南ふれあい広場に2本、穂積グラウンドに2本、本田第1保育所に2本、牛牧小学校に2本の合計13本の危険な高木が分かりましたので、早急に撤去できるよう事務を進めております。

議員御質問の西保育・教育センターの枯れた樹木につきましては、営繕職員で対応可能だったため、既に撤去を行っております。そして、職員が危険な高木がなかったと判断したその他の施設につきましても、業者に依頼をして確認しているところであります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 都市整備部でも、11日の午前9時より、都市整備部職員6名で3班体制にて、高木のある都市公園18か所及び緑地公園1か所の樹木確認を実施しました。調査の中で、今すぐではないが、倒木のおそれが懸念される危険木と折れ枝や樹木の一部が枯れており、将来危険木となり得る注意木の2種類に分類をしました。その後、職員が実施した調査データを基に、市内造園業者に相談をしているところです。危険木のうち、樹高が8メートル未満のもので、都市管理課職員にて伐採可能なものについては、先日の台風2号の接近前に16本の伐採を行いました。今後は、今すぐではないが、倒木のおそれが懸念される8メートル以上の危険木を中心に順次伐採を実施し、より一層の安全性向上に努めてまいりたいと思っております。

また、市内の街路沿いに植樹してある街路樹や堤防にある桜の木につきましても、現在履行中である街路樹管理業務や桜の木管理業務の受注者において点検を実施し、剪定や伐採などの適正な管理を引き続き実施していきたいと考えております。

[16番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 若園五朗君。

○16番（若園五朗君） 質問のまとめとして、公共施設内での倒木について、今回素早く調査及び撤去いただきました。幸いけがもなくよかったですところでございます。今後も、公共施設の倒木実態調査をお願いいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

森地内の県道田之上・屋井線への歩道設置についてお尋ねします。

令和2年9月定例会で、一般質問で森地内の県道田之上・屋井線への歩道設置の進捗状況についてお尋ねいたしました。令和5年5月12日、森自治会長 大平高司氏から森市内の県道田之上・屋井線への歩道設置について要望書が提出されたところでございます。森公民館から南進して、株式会社塩谷電業舎、田之上地区のスーパーコノミヤ巣南店までの間、県道田之上・屋井線西側歩道設置の要望についてでございます。整備について、市長は岐阜土木へ要望活動をされたのですか。その進捗状況と市の歩道整備についてどのように考えておられるのか、お

尋ねいたします。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 一般県道田之上・屋井線の森地内における歩道整備事業は、市としましても、歩道未整備区間を整備し、地域が連結することにより、子供たちの通学路の安全の確保、地域住民の方の利便性向上につながる重要なものと考えております。現在、主要地方道岐阜県南大野線バイパスと一般県道田之上・屋井線の交差点箇所において歩道が一部整備されており、新たに森公民館南の一部ではありますが、道路拡幅部分の排水構造物、車両防護柵は舗装が完了し、使用していただける状況となっております。今後も歩行者の安全を確保し、地域をつなぐ歩道整備の要望を行っていきたいと考えております。

〔16番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 若園五朗君。

○16番（若園五朗君） 質問のまとめとして、森地内の県道田之上・屋井線への歩道設置に向けて、岐阜土木へ要望活動として、市長と議会と連携を組みまして陳情を重ねていきたいと思っております。この事業は、先ほど桑原部長が言われましたが、宇野調整監、市長をはじめ関係部長の努力によりまして、森地内の歩道整備がされているところでございます。

次の質問に移らせていただきます。

南ふれあい広場東面及び南面のフェンス設置についてお尋ねします。

令和5年第2回瑞穂市議会定例会、令和5年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）、款教育費、項保健体育費、目体育施設費、節工事請負費747万円の維持補修工事の予算が計上されているところでございます。南ふれあい広場東面及び南面のフェンスの設置の概要説明をお願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） この件につきましては、昨年議員から御質問をいただき、まずは子供の飛び出しへの対策として、東側入口にポールコーンガードを設置いたしました。フェンス設置については、慎重に検討させていただきたいと答弁させていただきましたが、南ふれあい広場南側住宅地の方々から、ポールへの対策の御要望が強くなりましたので、今回、総延長50メートル、高さ3メートルのフェンスの設置工事として512万6,000円の補正予算をお願いしているものとなります。

以上で答弁とさせていただきます。

〔16番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 若園五朗君。

○16番（若園五朗君） 質問のまとめとして、南ふれあい広場東面、南面のフェンス設置につ

いて、令和4年第3回3月定例会、9月の一般質問を行いました。その後、近隣住民からフェンス設置の要望があったと伺っているところでございます。今後も、市長におかれましては、引き続き安全で安心して暮らせるまちにしていくことを望んで、次の質問に移らせていただきます。

質問の項目として、住み続けられるまちづくりへの対応について、1. 西小学校区児童・生徒が年々減少しているところでございます。人口増にする施策についてお尋ねします。

現在瑞穂市巢南校区において、民間事業者において新築住宅を建てられているところでございます。現在22区画でございます。田之上の教泉寺南6区画、巢南庁舎北側5区画、その隣に7区画、元伊藤忠商事跡地に今4区画が整備されているところでございます。

新築家屋が建っても人口増は10年から15年先でございます。令和5年4月の新1年生児童数、西小学校18名、中小学校26名、南小学校86名となっているところでございます。西小学校区児童・生徒が年々減少しているところでございます。旧巢南地区の西、中校区の人口増加の施策が必要かと思えます。市長は、人口増の施策についてどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 議員御指摘のとおり、西、中小小学校区児童数の減少は顕著であり、この10年間で市全体では1.1%児童数が増加しているのに対し、中小学校では26.7%減少、西小学校では42%減少しております。また、全ての年齢の方の住民基本台帳人口で見ると、この10年間の間に市全体で6.7%増加しているのに対し、中小小学校区では9.5%減少、西小学校区では9.2%の減少となっており、他地区が増加しているのに対し、状況が明らかに異なっております。

こうした現状を市の重要な課題として認識しており、令和4年度から中山道まちづくり構想事業を推進しております。この事業は、議員も既に御存じのとおり、瑞穂市における地方創生の3つの拠点事業の一つで、令和4年4月にオープンしたサンコーパレットパークを核とした中山道沿線地域のにぎわいの創出事業となっており、その第一の目的は、地域の魅力や認知度を高め、ブランド化を図ることで、市内のみならず市外からの交流人口を増やし、移住・定住につながる、まさに人口減少対策の施策と考えております。

また、農振除外に関する土地利用目的につきまして、適合性の基準を令和3年4月1日より緩和し、一般個人住宅についても、一定の基準をクリアできれば、自己用住宅を建てるのが可能となりました。基準が緩和された以降の住宅建設数につきましては、西地区で2軒、中地区で1軒となっております。今後、移住・定住の促進の際には、不動産事業者への情報発信等の活用も視野に入れながら、人口減少問題に取り組んでいきたいと考えております。以上です。

[16番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 若園五朗君。

○16番（若園五朗君） 質問内容は同じでございますが、市長にお伺いします。

午前中もいろいろと各議員が質問していますが、巢南地区の人口減少、平成15年5月に合併して4万7,000、現在5万6,000ということで9,000人増えていますがけれども、旧巢南地区のこの地域の減少対策について、市長の答弁を求めます。

○議長（庄田昭人君） 森市長。

○市長（森 和之君） 若園吾朗議員から、住み続けられるまちづくりへの対応ということで、中でも西小校区、中小校区の人口減少対策の御質問を受けております。

日本の今の人口減少というのは大きな問題となっております。瑞穂市では、市全体では人口は増えております。この人口が増えているときに人口減少対策を行うことができるという最大のメリットを生かしながら、私はこの人口減少対策というのは、それぞれの自治体の状況に応じた人口減少対策をすることが必要だと思います。それぞれの状況に応じたというのが中地区、そして西地区の人口が減少していることから、そこに集中的に人口の減少対策を行う必要があるということで、先ほど企画部の部長からも答弁をしております。昨年4月にサンコーパレットパークがオープンをして、地方創生の拠点という位置づけにはなっておりますが、子供たちが中心となり、保護者の方々が市内はもとから市外からもたくさんの方にお越しいただく、そんな公園として定着がしております。

さらに、この公園を核として、本当に移住・定住に向けて、この公園を活用した事業を展開していく必要があるということから、中山道のまちづくり構想へと現在展開をしていくということで、このサンコーパレットパークに遊びに来られた方々が、瑞穂市に中地区、そして西地区にこんな住宅がある、こんな空き家があるというような情報を提供ができるようなイベントの開催もできたら、民間企業と協力して行えないかなということを思っています。瑞穂市に住みたいと思われる方、仮に10人お見えになったら、そのうちお一人でも、この中地区、西地区に広い敷地があって、家庭菜園があって、お休みにはガーデニングやバーベキュー、そしてペットも飼えるような広い敷地の中で、子供たちをしっかりとした子育てができる、そんな環境の中で住みたいという人が10人のうちお一人でもおられるということを考えて上で、サンコーパレットパークでの移住・定住のイベントなどの開催を進めていきたいということを思っております。

また、先ほど企画部長のほうから答えております令和3年4月から、一般住宅についても、ある程度の基準をクリアすれば、自己用住宅を建てられるというような条件の緩和をしてくれているところですが、なかなかこの周知が難しいということから、今回から不動産業者にある程度の情報発信をしていきながら、中・西地区への人口増加への対策をしていきたいということを思っております。

また、この中・西地域には、岐阜県南大野線の先のルートの決定、今年度県の予算で犀川にかかる橋梁の設計が始まっております。この先のルートも、この中・西地区の人口減少対策には必ずこのルートの確定が必要となることから、しっかり県のほうにも要望しながら、午前中もお答えしましたが、人口の増加が数字で見えるものは本当に数字で皆さんに見ていただくような対策をこの中・西地域において実施していきたいということをお答えさせていただきます。

[16番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 若園五朗君。

○16番（若園五朗君） 質問のまとめとして、都市計画マスタープランでございますが、現在実行されていますけれども、都市計画マスタープランは、令和8年度からまた新たにスタートしてまいります。土地利用、瑞穂市の全体の中で、やっぱり調整区域、あるいは準都市計画区域の用途の見直しが重要なことだと思います。令和5年、令和6年、7年に向けて、市長も答弁いただきました、私も質問していますけれども、この質問のまとめとして、新たにこの3年間について、都市計画マスタープランの見直しをしっかりと市民の声、そして地域の声を聞いて、都市計画マスタープランにお願いしたいと思います。その見直しについては、都市計画の審議会がございましたけれども、その点、都市計画マスタープランの見直しをお願いしたいと思います。

先ほど言われました東海環状自動車のアクセスルートの整備と西校区の土地利用の見直しを強く要望します。市長におかれては、ぜひとも西校区の人口増加に関する施策を早急な課題として考えていただくことを望んでいるところでございます。

次の質問に移らせていただきます。

ふるさと応援寄附金増額施策についてお尋ねします。

ここ数年、応援寄附額が増加傾向にございます。令和3年度のふるさと応援寄附金の収入状況は、収入6億5,957万、歳出3億1,941万円となっているところでございます。歳入歳出の差額は3億4,016万円。その差額でございますが、市民税控除額1億4,645万円となっているところでございます。歳入歳出の差額から市民税控除額を差し引いた1億9,371万円となっているところでございます。さらなるふるさと納税を増やす施策、新しいメニューを考えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） ここ数年、コロナ禍の巣籠もり需要の影響もあり、令和3年度、令和4年度と右肩上がりに寄附額が増加しています。しかしながら、新型コロナウイルスの5類移行に伴う旅行需要や昨今の物価高騰による買い控えなど、ふるさと納税を取り巻く環境は今まで以上に厳しいものになっていくと推測されます。そうした中、寄附実績をエリア別に分析したところ、関東甲信エリアが寄附全体の54%と半数以上を占めているのに対し、東海エリア

が12%と1割程度であることが分かりました。この分析を踏まえ、東海エリアを寄附増加のターゲットと捉え、新たな取組を2つ進めてまいります。

1つ目は、東海エリアに根強いファンを持つプロ野球球団の中日ドラゴンズと連携した取組です。人気キャラクターのドアラと市マスコットキャラクターかきりんとのコラボ記念品や球団の発信力を生かしたふるさと納税のPR活動により寄附額の増加を考えております。

2つ目につきましては、瑞穂市内の飲食店などで利用することができるPay Pay商品券の導入です。通常ふるさと納税は、寄附額の3割程度の記念品がもらえますが、Pay Pay商品券は、記念品に代わり寄附額の30%分の電子商品券が付与されるものとなります。このPay Pay商品券は、寄附した自治体の利用可能店舗でのみ使うことができるため、実際に寄附したその地を訪れ、利用していただくこととなりますので、近隣市町を含む東海圏からの寄附拡大に加え、交流人口の拡大、さらには移住・定住にもつながることが期待されると考えております。以上です。

[16番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 若園五朗君。

○16番（若園五朗君） 質問のまとめとして、令和5年度には、ふるさと納税を増やす施策、新しいメニュー、プロ野球チームの中日ドラゴンズと協力して、ふるさと納税返礼品の開発をされたところがございます。今後も、市民税控除額を増やせられるようなさらなる新たなふるさと納税の施策をお願いして、次の質問に移らせていただきます。

瑞穂市の市制20周年記念の事業として、瑞穂市史の発刊についてお尋ねします。

令和元年から4年間かけて、瑞穂市史の編さん事業が進められてきました。昭和54年3月に穂積町史・通史編を発刊、巢南町においては昭和53年8月に巢南町史を発刊されているところでございます。今回の市史編さん事業では、それ以降の両町の歴史と合併後の瑞穂市の歩みを記録した瑞穂市史（通史編）とビジュアル版の2巻を発刊されたところでございます。瑞穂市史（通史編）は、11名の執筆者の方により調査、執筆を進められてきたところでございます。瑞穂市史の発刊に向けて、瑞穂市史編さんをした教育委員会事務局の思いと取組、瑞穂市史の配付先、寄附先、公開方法についてお尋ねいたします。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 執筆者11名と監修者1名の方をお願いして、実質3年をかけて編さんいただき、昨年度末に1,000ページに及ぶ市史と200ページを超えるビジュアル版の発刊の運びとなりました。各500部を製本し、県内自治体、公立図書館等や執筆者、協力者へのお礼として250冊をお配りしました。残りの250冊は、「広報みずほ」6月号で御案内して一般販売をしております。

なお、ホームページへの公開につきましては、いましばらくお時間をいただきたいと思います。

す。

今回の市史編さん事業への思いといたしましては、まずは市制20周年記念事業に間に合わせることができ、安堵しているところであります。そして、温故知新ではありませんが、より多くの方に見ていただき、市の将来像「誰もが未来を描けるまち瑞穂」の一助になればと思います。

現在は、今回の編さん事業を通じ、収集した資料や提供いただいたデータ等をきちんと整理、保管して今後役に立てること、そして次の市史編さんに向けて資料収集、記録の保存の取組を始めているところであります。

以上で答弁とさせていただきます。

[16番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 若園五朗君。

○16番（若園五朗君） 質問のまとめとして、瑞穂市史、地域の歴史をまとめた市史は、合併して20周年に合わせた事業として、通史編とビジュアル版の構成で編さんされました。小・中学校のふるさと学習や自主学習などに有意義に使われることを望んでいるところございます。

最後の質問に移らせていただきます。

みずほふれあいフェスタ開催についてお尋ねいたします。

新型コロナウイルス感染症が発生して3年4か月となります。現在コロナウイルスは第5類になっているところでございます。今年度のみずほふれあいフェスタ、地域を盛り上げるような何か新しい取組は考えておられるのか。今年度のみずほふれあいフェスタの概略をお尋ねいたします。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） みずほふれあいフェスタは、令和元年度まで巢南庁舎周辺駐車場において開催してきましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、感染予防のため、令和2年度、3年度は開催を中止させていただきました。昨年度は、新型コロナウイルスが落ち着いてきたことから、ミニフェスタとして規模を少し縮小した形で、会場を新しく整備されたサンコーパレットパークに移して開催しました。

巢南庁舎周辺でフェスタを開催する際に駐車場として利用していた大月の土地がサンコーパレットパークとして整備されたことで、駐車可能台数がこれまでよりも200台ほど少なくなり、駐車場不足による路上駐車が懸念されたこともあり、昨年は出店者の条件を市内で事業を営んでおられる方に限定し、来場者数をある程度抑制しながら、会場を変更することによる影響を確認しつつ開催をしました。結果として、路上駐車はほぼ発生せず、駐車場も若干の余裕を確認できました。

また、コロナ感染対策のため、飲食関係は臨時営業許可形態のテントを設けず、キッチンカ

ーを中心としましたが、来場者数を抑制していたものの、来場者数に対し、飲食物の提供が追いつかず長い行列ができて、早い時間に飲食物が完売するなどの課題は確認できました。そのほか、来場者にアンケート調査を行い、来場者の方が感じた課題や改善点などを確認しました。

今年度は、コロナが5類に移行したことから、令和元年度以前と同規模での開催を計画しています。飲食店舗もキッチンカーだけでなく、臨時営業許可で出店や市内で事業を営む方だけではなく、自治会やサークルなどによる出店も募集する予定です。イベント内容では、みずほふれあいフェスタの代表的なイベントであった柿むきロングロング大会などを復活させるほか、会場が昨年と同じサンコーパレットパークということで、子供向けのイベントを中心に企画する予定です。開催は、11月5日を予定しておりますので、広報紙やホームページなどでPRをしていきたいと考えております。

[16番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 若園五朗君。

○16番（若園五朗君） 質問のまとめとして、令和5年みずほふれあいフェスタ開催、新型コロナウイルス感染症が発症して、先ほども言いましたが、3年4か月となりました。秋の味覚を楽しめるイベントで、今年は市内外から多くの皆様が来ていただくことを期待しております。

以上で一般質問を終わります。今回の質問事項は4項目を質問させていただきました。これに対する執行部からの答弁は、前向きな答弁をいただきました。今後とも適正な行政執行について御配慮をお願いいたしまして、一般質問を終わります。

○議長（庄田昭人君） 16番 若園五朗君の質問を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩します。

休憩 午後1時49分

再開 午後2時00分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番 森清一君の発言を許します。

森清一君。

○7番（森 清一君） 皆さん、こんにちは。

議席番号7番、創緑会、森清一です。

ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

6月1日、森市長の2期目が始まり、健幸都市みずほセカンドマニフェスト41事業が打ち出されております。これは、市長が1期目に掲げられた健幸都市みずほ、約束の41事業について、今までの4年間でできたこと、今後も継続すべきこと、今後新たに実施していかなければなら

ないことなど、しっかりと検証された上で出されたものと認識しております。

そのセカンドマニフェストでは、大きく7つの分野に分けられ、全部で41の事業があるわけですが、その中から、1点目に安全・快適の観点より防災対策について、2点目に健康・安心の観点より健康寿命延伸への取組についてを質問させていただきます。

以下につきましては、質問席において質問させていただきますので、よろしくお願いたします。

まず、災害対策についての質問ですが、市長2期目のセカンドマニフェスト41事業に、災害対策として防災施設の整備、災害時に備え備蓄の強化が盛り込まれています。

瑞穂市でも、既に5月29日に梅雨入りしており、昨今の異常気象における線状降水帯の発生による集中豪雨などへの備えをしておかなければなりません。また、全国各地において継続的に地震も発生しております。4年ほどの間は猛威を振るったコロナ禍でありましたが、コロナ禍は落ち着いてはきているものの終息したわけでもなく、かえってインフルエンザの流行が目立っているような状況でもあります。昨今の猛暑の中で、災害が発生した際の緊急避難場所の環境整備などを含め、今のうちに防災対策、減災対策を進める必要があります。

そこで1点目、備蓄に関してですが、その保管場所がないというような理由で備蓄が進んでいない状況ではないかと思えます。備蓄に関して、保管場所の確保と食料、水、消耗品、資機材等の備蓄についての現状と今後の計画についてお聞きいたします。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 市内には、指定一般避難所並びに指定福祉避難所が全部で27か所あり、そのうち備蓄倉庫は小・中学校や朝日大学の11施設に設置しております。これらの備蓄倉庫以外にも、各コミュニティセンター及び水防センターの4施設においては、それぞれの施設内に備蓄品の保管スペースを確保しております。また、市民センターと巢南公民館の2施設においても、隣接する市役所庁舎の倉庫内に防災備蓄スペースを確保し保管しております。

一方、備蓄品においては、学校施設に関しましては、食料、水、日用品、非常用電源及び燃料、パーティションやエアーマット等の避難所に必要とされる備蓄品一式をおおむね整備できており、順次更新、整備を行っているところでございます。

市全体で言えば、まだまだ十分な備蓄品を確保できていないとは言えません。今後は、有事の際に備え、必要な備蓄品をしっかりと整備していきたいと思えますが、なかなか全てを整備することは費用も時間もかかることとなりますので、出前講座などにおいて市民の皆様にご家庭での3日間の食料備蓄の推進など御協力をお願いしていきたいと考えております。

また、市では民間事業者との協定等により、備蓄スペースの確保を行っております。近年、民間事業者との災害時の物資供給協定の締結を推進しており、令和3年度には株式会社トーウソンの間で物資配送拠点の運営及び緊急物資配送等に関する協定を締結し、備蓄品の輸送体制

も強化しております。このような協力体制を整備することで、災害が長期化した場合にも避難者のための物資供給が途切れることがなくなると考えております。

今後は、繰り返しになりますが、引き続き不足している備蓄品の整備を推進していくとともに、備蓄スペースを確保できていない避難所については施設管理者及び関係課と協議を行い、備蓄スペースの確保に努めていきたいと考えております。以上です。

[7番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 森清一君。

○7番（森 清一君） ぜひ、備蓄品の保管場所と、また備蓄品も十分に確保できるように進めていっていただきたいと思います。

次に、瑞穂市には18本の一級河川が流れており、河川と河川に挟まれた小輪中の土地に住居や商業施設、工場等があります。水害が発生した際には、その避難として高台避難が有効であると思います。輪中を囲む河川堤防は、一つの高台であるとも言えます。そこで、堤防という高台を利用した避難場所の計画はあるのかお聞きします。

例えば、穂積北中学校の南側にあるグラウンド、これは特に利用されているとは言えませんが、今後の活用についてのお考え、また穂積の関東地区の防災の拠点などの計画についてもお尋ねいたします。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 議員御指摘のとおり、当市は東に長良川、東に揖斐川といった一級河川に囲まれ、市内は低地で一級河川が18本流れており、過去から度々水害に見舞われてきた土地であります。堤防と輪中堤で囲むことにより、災害対策を余儀なくされてきた地域でございます。

その輪中堤や堤防という高台を利用した避難場所としての計画ということでございますが、堤防は基本的には河川の氾濫を防止する目的で築造されている構造物であるため、堤防を避難場所として利用する計画は現在のところございませんが、犀川造成地域に建設されていますP L A N T－6瑞穂店におきましては、市と協定を結んでおり、災害時の避難所として施設を使用させていただけることになっています。

議員から例示いただきました穂積北中学校は、堤防と一体として形成された土地に学校が建設されているため、避難場所として指定をしております。また、長良川右岸42.8キロ付近の穂積関東地区になりますが、水防拠点の位置づけがされ、避難場所としての活用を考えております。さらには、南にはアクアパークみずほも高台に建設され、避難場所として上げられると考えております。

穂積北中学校南側グラウンドの現状の利用につきましては、現在、穂積北中学校を避難場所とする自治会は本田・生津校区に合わせて7自治会あり、避難所運営協議会を設立し避難訓練

を行っており、その際に地域の皆さんに一時的な避難の場所として周知され利用されています。また、学校としてはイベントがあった際に駐車場として利用しております。

今後につきましては、教育委員会や学校、避難所運営協議会などと協議・相談しながら、学校施設として、また避難場所として、さらには地域の施設としての活用方法を研究していきたいと考えます。

次に、穂積の関東地区の防災の拠点につきましては、木曾川水系整備計画において長良川右岸42.8キロ付近の穂積関東地域になりますが、水防拠点の位置づけがされております。令和3年度に水防拠点の整備推進のため、木曾川上流河川事務所により地形測量や地質調査が実施されております。

瑞穂市としましても、この場所を避難場所として活用を考えており、国と協議を行い、国道21号から護荘橋まで調査範囲を拡大していただきました。令和4年度には、その調査を基に予備設計を行っていただいております。

今年度4月には、木曾川上流河川事務所と予備設計の内容も含め調整を行い、今後さらにこの計画を進めていくには、計画地付近に国道21号、一級河川天王川、一般県道墨俣合渡岐阜線が近接しており、関係機関との調整も必要であり時間を要することとなります。

また、市としましても水防拠点エリアを災害時の避難場所としての活用のみならず、平常時にも区域を一体的に有効活用することも含め検討を進めていきたいと考えております。引き続き国や県と連携を図り、事業化に向けて調整を図りたいと考えております。以上です。

〔7番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 森清一君。

○7番（森 清一君） この穂積北中学校の南側のグラウンド、いろいろと活用はされておりますけれども、もう少し検討をして有効活用していただきたいなと思いますし、また穂積の関東地区のその防災スタジオが計画している、そこに合わせた瑞穂市としての検討をまた十分にしていっていただければと思います。

じゃあ、次に移ります。

地域防災力の要となる防災リーダー等の人材育成等を図り、地域の組織体制を強化していくことを目的として、本年度の当初予算において防災士養成講座委託料に343万5,000円を計上しております。防災士の取得を推進しているということです。

以前は、防災士の資格を取得するのに国から補助金が交付されていたと思いますが、補助金が交付されるのかお聞きします。また、この防災士を取得し、どのように活用するのか、若い世代や中学生にも防災士の取得を考えているのかお聞きいたします。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） すみません、答弁の前に、先ほどの答弁の中で冒頭、当市は東に長

良川、西にのところが東にと答弁いたしました。西に揖斐川と修正させていただきたいと思えます。

それでは、答弁に移りたいと思えます。

防災士の資格取得については、市自主防災組織活動補助金交付要綱において、防災士資格取得事業として費用の2分の1、限度額3万円を交付しております。また、今までは名古屋市など全国各地で実施されている会場へ参加していただいておりますが、今回市独自の新規事業として防災士養成講座を開催いたします。瑞穂市では、補助制度の活用が進まない上に昨今のコロナ禍などの影響もあり、新たな人材確保が進んでいない状況でありましたので、防災・減災にたけた人材を速やかにより多く確保するものでございます。

防災士の資格取得後は、まだ構想の段階ではございますが、自治会などの防災教育や防災啓発活動など資格を生かした活動、自治会・校区組織との防災面での連携、避難所運営協議会などの組織づくりとその運営・体制に深く関わる活動などに取り組んでいきたいと考えており、そのフォローアップとして市主催の防災リーダー研修会等の開催も計画しております。

あつてはならないことございますが、災害が起こった際には自治会長をサポートする立場、地域の防災リーダーとして、また平時は地域の防災・減災の活動など地域の防災力向上を図る活動に活躍していただくことを期待しているところでございます。

なお、中学生等の防災士資格取得につきましては、県内では恵那市などの事例がございますが、話題性があり地域が防災を考えるきっかけとなり地域防災力の向上の一助となるのではないかと考えますので、今後調査、研究を重ねていきたいと考えております。以上です。

[7番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 森清一君。

○7番（森 清一君） 災害時のマンパワーとして、やはりこの中学生の力というのは大きく防災力の柱として期待できる。中学生防災士については、今紹介ありましたように既に他市町でも進めている自治体があると聞いております。地域愛の醸成という観点からも、ぜひ進めていただければと思えます。

また、昨年度の行政視察で訪問しました柏崎市では、市で防災士養成講座を開講し、7期で250名を超える方々が資格を取得しています。講座受講料、教材費は市が負担し、受講料は資格取得試験料3,000円、資格認証登録料5,000円の8,000円を負担するだけとなっております。また、養成者に対して年2回の防災士フォローアップ研修や防災士交流会を行い、防災士の継続的な学びや防災士同士の顔が見える関係づくりも行っております。

いつ起きるか分からない大規模災害に備え、当市においてもできるだけ多くの防災士を誕生させる体制づくりを進めていただくことをお願いいたします。

では、次に行きます。

昨今の異常気象における猛暑はもとより、豪雨や台風の襲来、地震の発生など、自然災害が全国的に多発しています。その際には、小・中学校の体育館が緊急避難所として開設されますが、開設された体育館に避難してきた多くの人々は、不安と異常な猛暑、あるいは寒さで眠れない夜を過ごすという現状もあります。

そのような状況の中、全国的にも体育館へのエアコンの設置率が上昇し、近隣の岐阜市や山形市でも体育館へのエアコン設置が進んでいる状況であります。文部科学省の調査によりますと、公立の小・中学校のエアコン設置率は平成30年に2%、令和元年に3.2%、令和2年に9%、令和4年には11.9%まで上昇してきているとの報告もあります。

体育館は学校の施設ではありますが、体育施設、イベント施設、また災害が発生したときの緊急避難場所としての重要な側面も併せ持っています。地域の小さな子から高齢者の方までが利用する施設でもあり、災害をはじめ様々な事態を想定し、万全の体制を整えていかなければなりません。

そこで、大きな災害など万が一の事態を想定し、小・中学校や市民センターの体育館へのエアコン設置を含め、安心して施設を利用してもらえるように整備していく必要があると考えますが、どのようにお考えかお聞きいたします。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 当市の小・中学校全10校の校舎及び体育館につきましては、議員より御説明いただきましたとおり、指定避難所になっております。この小・中学校校舎へのエアコンの設置は、児童・生徒の熱中症対策を主目的として、普通教室、特別教室で進めてきたところであり、100%の設置となっております。

御質問いただきました小・中学校体育館へのエアコンの設置状況は、今議員からも御説明ありましたが、昨年9月時点の文部科学省の公立学校施設の空調設備の設置状況によりますと、全国設置率は11.9%、岐阜県内の小・中学校体育館への設置率は7.8%で、2つの自治体が設置済み、8つの自治体が設置を進めている状況となっております。

当市の学校体育館へのエアコン設置につきましては、児童・生徒の授業、部活動等の教育環境の改善と併せ、台風・集中豪雨による水害や南海トラフ巨大地震等の大規模な自然災害の発生に備え、避難者の良好な生活環境の確保を図るため、関係部署と連携して計画的なエアコン設置ができるよう準備を進めていきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

〔7番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 森清一君。

○7番（森 清一君） 現実として、大空間の体育館内を冷暖房するには大きなエネルギーが必要となる上、体育館周辺の大面積な屋根、壁面、床など、既設の体育館の多くは断熱性能が確

保されておらず、冷暖房効果が悪いことは大きな課題となっております。

ただ、エアコン設置工事に関しては国の補助制度があるものの、断熱性確保工事、またエアコン設置工事で多額の費用が必要となるため、常時使用している普通教室と違い体育館は使用頻度が低いことから、費用対効果を考慮するとなかなか整備に着手しづらいということもあるかと思えます。

しかし、当市において、5月17日、穂積北中学校の生徒が授業中に気持ちが悪くなり、熱中症の疑いで救急搬送されました。特に、体育館を使用する部活動、例えば柔道や剣道、バスケットボールなどでは熱中症による死亡事故も全国では発生しております。また、災害が発生して緊急避難をしたものの、猛暑という厳しい環境の中で熱中症や感染症等により亡くなられたという情報もあります。体育館を利用する地域の人たちからは、体育館がとても暑い、窓を開けても風通しが悪く蒸し暑いなどの多くの声を耳にいたします。

将来を担う子供たちの命を守るため、また被災してやむなく緊急避難をされた方たちの命を守るためにも、いつ起きるか分からない大規模災害に備え、瑞穂市内11か所の体育館へのエアコン設置をお考えいただき、例えば設置地域が偏らないよう数年程度の計画で実施していただければありがたいと思っております。ぜひ検討をしていただくようお願いいたします。

最後にまとめといたしまして、市長のセカンドマニフェストにある災害への対応について、どのようなお考えがあるのか市長にお聞きいたします。

○議長（庄田昭人君） 森市長。

○市長（森 和之君） 森清一議員から災害への対応の御質問をいただいております。

担当部長、そして事務局長よりお答えをしておりますが、災害への備えというのは幾ら災害の備えをしてもこれで万全、安心ということはないと思えます。瑞穂市の歴史的な災害を振り返り、瑞穂市の地形などの要素も考えた災害対策が必要となると思えます。

その中で、やはり水害への対策、市内に18本の一級河川が北から南に流れ、そして堤防があり、小さな輪中を形成しているという地形、最南端には犀川遊水地があるということで、安心するのではなく、内水氾濫をどう防ぐのかということを考えていかなければならないと思えます。

河川敷の樹木伐採や河道掘削、堤防のない犀川の右岸堤には堤防を現在整備する工事も進められております。牛牧の排水機場の早期の整備、流域治水の考え方からの調整池などの整備を現在計画的に進めております。

その一方で、水害時には、やはり堤防と同じ高さの高台への避難が必要となります。穂積北中学校、そしてその南側のグラウンドの有効な活用、穂積地域では関東地域での防災のステーションといった道筋もしっかりつけていかなければなりません。そして、現在造成中の下水道の終末処理場アクアパークみずほも避難場所となるような計画を、明確に堤防の高さと同じ高

台を避難場所とできるように備蓄も含めて進めていく必要があると思います。

現在、国のほうで防災・減災、国土強靱化の5か年加速化対策が残り3年となっております。避難所となる学校の体育館についても、空調設備を来年度から整備を進めていく方針でございます。

また、自衛官を退職した退官自衛官などは現職中に多くの災害を経験されております。多くの経験や豊富なスキルということで、危機管理への瑞穂市への雇用ができないかということもしっかり視野に入れた対応をしていきたいということをお答えさせていただき、答弁とさせていただきます。

[7番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 森清一君。

○7番（森 清一君） 御答弁ありがとうございました。防災への備えを十分に確保していただければと思います。

それでは、次の質問に参ります。

健康寿命延伸への取組についてを質問させていただきます。

先般、厚生労働省は2024年度からの国民健康づくり計画「健康日本21（第三次）」で設定する数値目標をまとめたとの発表がありました。介護を受けたり、寝たきりになったりせずに日常生活を送れる健康寿命は、2019年時点で男性が72.68歳、女性が75.38歳であったとし、計画は健康寿命の延伸や健康格差の縮小を目的に策定されています。

当市でも、既に健康寿命延伸に向け、県の健康ポイント事業と連動した独自のポイント制で健康の推進が図られていますが、果たして十分に活用されているのでしょうか。

例えば、健康増進のため、ウォーキングのまちみずほを目指す瑞穂市としては、健康増進施設として市内に19のウォーキングコースが設定、運用されています。ウォーキングは健康増進のために、誰もがいつでもどこでも取り組める運動であり、ウォーキングコースが楽しく充実感を持って十分に活用されなければなりません。その充実感を啓発するものとして、生涯学習課よりウォーキングマップが配布され、また健康推進課では健康ポイント制度があります。

しかし、現在のポイント制は紙ベースで実施状況に応じて市の窓口でスタンプを押印してもらうようなスタイルとなっております。果たして使いやすいものなのか、また十分に活用されているのか疑問であります。

先般、地域の集まりの中で、健康ポイント制について皆さんに聞いたところ、ほとんどの方が知らないというのが現状ではないかと思えます。そういう中で、健康ポイント制について現状はどうなのかお聞きいたします。

○議長（庄田昭人君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 森議員の御質問にお答えをさせていただきます。

議員が言われるとおり、厚生労働省は健康日本21（第二次）の最終評価等を踏まえまして、令和6年度からの次なる国民健康づくり運動である21世紀における第3次国民健康づくり運動「健康日本21（第三次）」を推進するため、基本方針を公表いたしました。

全体像のビジョンを、全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現といたしまして、健康寿命の延伸と健康格差の縮小が基本的な方向とされております。

さて、瑞穂市におきましては、令和3年3月に策定いたしました「健康みずほ21」瑞穂市第三次健康増進計画におきまして、「誰もが活き活きと暮らせるまちづくり瑞穂市」を基本理念といたしまして、分野ごとの行動目標を定めまして具体的な取組を実践しております。

特に、身体活動・運動の分野においては、日頃から体を動かす習慣を身につけることを市民の行動目標として掲げております。ウォーキングの推奨についても、具体的な取組として掲げられておりまして、日頃から継続的に、また気軽にできる運動といたしまして健康増進に非常に重要であると捉えまして、ウォーキングのまちみずほを目指しておるところでございます。

ウォーキング推奨のPRの一つといたしまして、岐阜県が行っております清流の国ぎふ健康・スポーツポイント事業に準じまして、瑞穂市健康づくりチャレンジシートを作成いたしまして継続的な運動習慣づくりのために活用いただいております。

この瑞穂市健康づくりチャレンジシートの健康づくりメニューといたしましては、各種健（検）診、各種運動教室、校区別のウォーキングイベントなどへの参加などでポイントを付与するものでございまして、社会参加を促し、健康への意識づけを行っております。

しかしながら、参加者は増加しておらず、議員御指摘のとおり十分に活用できていないとも感じております。利用者が増加するよう、参加しやすさにも考慮いたしまして事業の見直しを行っていききたいというふうに思っております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 森清一君。

○7番（森 清一君） 当市が、健康日本21（第三次）で掲げられている数値目標を踏まえて健康増進を図っていくには、やはりウォーキングをはじめ多くの健康メニューの実績が速やかに健康ポイント制度に反映されることが必要であると思っておりますし、充実感が得られるものと考えております。

そこで、今後、デジタルトランスフォーメーションの推進を図る上でも、例えばスマートフォンを使ってアプリを導入したポイント制度にすれば、もっと皆さんがモチベーションを上げることができ充実感も得られるのではないかと考えますが、そのようなお考えがあるのかお聞きいたします。

○議長（庄田昭人君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 今後、市といたしましては市民の方々の健康増進、健康寿命延

伸のために、いつでも気軽に御自身のペースで行えるウオーキングを積極的に推奨していきたいと思っております。

既存のポイント事業の利用者増加に向けた見直しに併せまして、スポーツ推進委員を中心に作成されました各小学校区ごとのウオーキングモデルコースを掲載したウオーキングマップについても、いろいろな場面で紹介をしていきたいと思っております。

また、スマートフォンを使ったウオーキングアプリなどの活用も非常に効果的ではないかと思っております。岐阜県が、令和4年度からスマホアプリとして開始をいたしましたスポーツタウンWALKERには瑞穂市から131名の参加がございました。これは県内6位の参加率でございますが、40歳、50歳代の方が多く参加をされていることから、若い年齢の方へはアプリの活用が効果的で、ウオーキングを始めるきっかけになると感じております。県内のスポーツイベントの情報も掲載されておりまして、毎日のウオーキングの歩数がポイントとして加算できることから、自主的で継続的な健康づくりの一助になると思っております。

ウオーキングアプリには、既に多くのアプリが提供をされております。個々に自分に合ったアプリを利用されているとも聞いておりますが、まだアプリを利用されていない方へは積極的に県のスマホアプリなどの利用も推奨していきたいというふうに思っております。

また、健康・歴史・観光などに関わる部署で集まり、ウオーキングのモチベーション向上の施策といたしまして、歩いた歩数や歩いたコースに応じてポイントがためられ、ためたポイントでプレゼント抽せんが受けられる持続可能な瑞穂市独自のアプリの開発、導入の有効性についても今後検討していきたいというふうに思っております。以上でございます。

[7番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 森清一君。

○7番（森 清一君） ありがとうございます。

このウオーキングを、ほかの健康メニューもあると思いますけれども、モチベーションを上げるために、ぜひアプリを使ったウオーキングというか、ポイントにつなげることをぜひ進めていただきたいなと思っております。

次に行きます。

市長のセカンドマニフェストの健康ポイント制度の拡大、またウオーキングのまちみずほの創設についてという項目がございますけれども、市長の考えをお聞かせいただきます。

○議長（庄田昭人君） 森市長。

○市長（森 和之君） 森清一議員から、健康寿命延伸についての御質問にお答えをいたします。

私は人生100歳時代、健幸都市みずほの推進として3つのことをよくお話をいたします。

1つ目は毎年健診を受けていただくこと、そして2つ目は足腰から衰えが始まるのでウオーキングを勧めること、3つ目は認知症への予防として人と関わったり交流をしていただくとい

うようなことをお願いしております。

その中の2つ目のウォーキングということで、瑞穂市内にはウォーキングをしておられる方が実に多くおられます。先ほど担当部長のほうからもお話がありましたが、瑞穂市から131名の参加があったというような話題もありますが、ウォーキングのまちみずほを進めるために瑞穂市独自のアプリを導入して、その歩数に応じてポイントの引換えができるような仕組みづくりを進めていきたいということを考えております。

その先には、ウォーキングが100キロウォーク、100キロまでは言いませんが、30キロウォーキングなどを市民の方々が目指していただけるようなまちづくり、午前中の馬淵議員の御質問から担当部長がこのウォーキングというのは健幸都市みずほの根幹であるというようなお答えもさせていただいております。このウォーキングのまちみずほをしっかりと進めていきたいという答弁をさせていただきます。

[7番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 森清一君。

○7番（森 清一君） 御答弁ありがとうございました。ぜひ独自のウォーキングアプリを進めていただきたいなと思います。

最後になりますけれども、健康というのは自分らしく幸せに生きるための基本条件になります。健康というのは、一度失ってしまうとその価値の大きさに驚き、取り戻すには相当の努力が必要になります。そうならないように、当然本人の努力は必要ですが、行政として健康寿命延伸に向けた施策を積極的に推進していただきますようお願いをいたしまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（庄田昭人君） 7番 森清一君の質問を終わります。

議事の都合によりしばらく休憩します。

休憩 午後2時39分

再開 午後2時51分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

14番 若井千尋君の発言を許します。

若井千尋君。

○14番（若井千尋君） 議席番号14番、公明党の若井千尋です。

庄田議長より発言のお許しをいただきましたので、本日最後の一般質問をさせていただきます。

傍聴の方におかれましては、最後まで傍聴いただきまして感謝申し上げます。

今回の私の質問は3点。

最初に、不登校対策について。

昨日、青少年の主張大会におきまして学校へ行く意味と主張がありました。御主張を伺いながら、私は本当に、私の知らない、思った以上に学校というのはすばらしいところなんだなということを感じた次第でございます。

しかし、全国において、小・中・高の不登校が約30万人に急増、90日以上に不登校があるにもかかわらず学校内外の専門機関等で相談・指導を受けられていない小・中学生が4万6,000人もおられるとのこととあります。全国のこのような状況を踏まえ、当市の現状を伺ってまいります。

2点目は、防災基本計画についてであります。昨今、いつどこで発生してもおかしくないといわれる線状降水帯、特に私どもの町は内水氾濫等の危険性がある町でございます。今回は、とりわけ有事の際に地方公共団体における災害対策本部の業務継続性確保のための非常電源に関わる質問を、確認の意味も込めて質問させていただきます。

最後に、自治会のデジタル化について。

地域のコミュニティーの要である自治会ですが、その業務は多岐にわたり、自治会を運営される自治会長さんをはじめ各役員さんの日頃の御苦勞はいかばかりかと拝察します。

デジタル化に関して、国はデジタル庁を置き、デジタル社会形成の司令塔として未来志向のDXを大胆に推進し、デジタル時代の官民のインフラを今後5年間で一気に呵成につくり上げようとしております。マイナンバー制度もその最たるものと考えます。

自治会の活動の持続可能性を向上させる視点からも、自治会のデジタル化の必要性についてお考えを伺っていきます。

以下は質問席に移り質問させていただきます。

初めに、不登校対策について伺います。

不登校支援の推進について、冒頭にも述べましたが、小、中、高等学校の不登校の児童・生徒が急増し約30万人になる中、文部科学省は令和5年、つまり今年の3月31日に誰一人取り残さない学びの保障を社会全体で実現していこうとCOCOLOプランを発表しました。これに先立ち、公明党不登校支援プロジェクトチームは、3月23日に子供たちの自己肯定感を育むためにとの提言を行いました。今回のCOCOLOプランには、公明党の提言内容が多く盛り込まれております。

1人で悩みを抱え込まないように保護者を支援、これはCOCOLOプランの2の03にうたわれていますが、不登校の子供を支援していく上でその保護者を支援していくことは大変に重要であります。不登校の子供の保護者の会は、非常に重要な役割を果たしています。しかし、現状では行政からの支援はなく、意欲のある保護者会が自主的に設置をしているため、保護者の会の設置は地域によって状況が様々と聞いております。

そこで、公明党は不登校の子供の保護者同士の話合いの場である、1として保護者の会の設

置、また2として保護者会にスクールカウンセラーを派遣し、コーディネーターの役割を担うことを提言しました。1人で悩み込まないよう、保護者を支援することが重要と考えます。

当市にはこのような保護者の会はありますか。なければ設置の必要があると考えます。また、私は保護者の会について、不登校の子供の保護者であれば誰もが自由に参加できる保護者会を最低でも市内に1か所は必要と考えますし、と同時にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを派遣し、コーディネーターの役割を担わせてはと思いますが、お考えを伺います。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 瑞穂市内における不登校の子供の保護者会についてですが、現在、令和4年8月に社会福祉協議会が立ち上げた「子ども・若者の支援を支える家族会 和みの輪」という集まりがあると聞いております。

教育委員会では、不登校児童・生徒の情緒の安定や基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための相談や指導を行う瑞穂市教育センターにあります適応指導教室、アジサイスクールと呼んでおりますが、そこにおきまして児童・生徒への支援はもとより保護者の相談にも乗っているところです。その際には、まずもって児童・生徒の保護者の気持ちに寄り添い、丁寧に傾聴することを第一として取り組んでいるところでございます。

議員御指摘のとおり、不登校の子供を持つ保護者の方にとっては、1人で抱え込まず困っていることや自分の思いを分かち合うことは大切なことだと考えます。悩みを1人で抱え込まず、同じような悩みを持つ人と交流することで何かのきっかけづくりができるかもしれないと思います。また、例えばスクールカウンセラーのような専門的な方からの話を聞く場があることも保護者の方にとってはよい機会になると考えます。

今後、教育委員会としましても、学校との連携を密にし、関係課とも情報共有をしながら、適応指導教室を核にして不登校の子供を持つ保護者の方が自分の思いを交流できる機会、そういった場の提供を考えていきたいと思っております。以上でございます。

[14番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 若井千尋君。

○14番（若井千尋君） 様々な状況があるかというふうに思っておりますし、今教育長からお話を伺いまして、当市においては、十分ではないにしろ設備というか対応がされているなというふうに思っておりますが、ただ冒頭にお話ししましたように、やっぱり非常に数が多くなっているし、対応し切れていない子がまだまだおられると思っておりますので、その辺をしっかりとまた見ていただければというふうに思います。

次に、多様な学びの場の確保として、教室に行きづらくなった児童・生徒が学校内で落ち着いて学習できる環境として、スペシャルサポートルームの設置について伺います。

今、教育長のお話であったかもしれませんが、当市の各学校にスペシャルサポートルームと
いうのはありますか。また、設置されているとしたならば、さらなる支援の充実、今答弁があ
ったとおりのことだと思いますけれども、まずはこういった場所があるのかどうなのかを確認
したいと思います。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 教室にいづらくなつた児童・生徒が、自宅ではなく校内で落ち着いて
過ごすことができる環境としましては、現在6つの学校が校内に子供の居場所となる場所、議
員の言われるスペシャルサポートルームに当たるものを常設しています。

少しでも子供が安心して過ごすことができるように、小学校ではぼかぼかルームとか、スマ
イル教室といった名称を設けているところもあります。この場所は、教室にいづらくなつた児
童・生徒に対して早期の段階から支援を行って欠席の長期化を防ぐためのものでもあります。
そこでは、教職員を配置し、学習支援や教育相談支援が行えるような体制や、スクール相談員
の方にも関わっていただくなどして過ごしやすい環境を整えているところです。

環境面の工夫としましては、マットを敷いた上に大きな机を置いて、その机を囲んで集団で
活動できるようにしたり、パーティションで仕切ることで個人空間をつくり出せるよう
な工夫もしております。

さらには、コミュニケーション能力やソーシャルスキルを養うための教材、様々な分野の本、
折り紙などを準備して、児童・生徒が心と体をリラックスさせられる居場所づくりとなるよう
なものを各学校の実態に応じて進めているところです。

また、その際に自分の予定は自分で考えて実行できるような支援もしております。学級で学
習する時間と、校内に設けられたそういった場所で学習する時間を分けて生活する子供、それ
から市から貸与しているタブレット端末を活用してその場所から学級の授業にオンラインで参
加する、そんな児童・生徒もいます。

このように、自分で考え、選択し、決定したことを実践することにより、子供たちの自己肯
定感とか自己決定力を向上させられるような支援も進めているところでございます。以上です。

〔14番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 若井千尋君。

○14番（若井千尋君） 今回は、不登校の方のお話をテーマにお聞きしておりますが、これは
障害を持っておられる方も私は個性やというふうに本当に思っております。後でもお話ししま
すが、SDGsでいう誰一人取り残さないという持続可能の目標からすると、今教育長おっし
ゃったように、部屋において児童・生徒さんが自分の思いでやっっていられるというお話を伺
いました。6つの学校であるということでした。全部で小・中であれば10校あるはずだ
と思いますが、その辺はまたしっかり対応されていられることだというふうに思いますので、

現在市内ではもう6つの学校がこういうスペシャルサポートルームを用意していただいているということを確認させていただきました。

公明党としましては、教室にいつらなくなった児童・生徒が学校内で落ち着いて学習できる環境、今教育長のお話があったとおりでございますが、これがスペシャルサポートルームの設置であり、さらには不登校の児童・生徒が自宅にいても学習を進めることができるよう、一人一台の端末を活用し、授業を自宅等で配信してのオンラインの指導も充実等を要望してきました。これも、今教育長がおっしゃったようにやっておられる方もおられるということですね、全部ではないですが。

コロナ禍では、オンライン授業も可能であったというふうに聞きますが、しかしただでさえこれは本当に学校の先生の御負担が大変に大きいということも推察されます。いわゆる、根底的な教育のシステムの改善が必要ではないかなということも考えておりますので、その辺もまた、今の現状であれこれということではないかもしれませんが、そういった先生たちの負担もかからないような根底的な教育システムを考えていかなければいかんということも思っております。

次に、不登校の児童・生徒の多様な学びの成績評価について伺います。

不登校の児童・生徒の多様な学び場が、例えば自宅であったり、スペシャルサポートルームであったり、または教育支援センターでの学びが学習成果として評価されず、そのため調査票、いわゆる内申書の成績がつかず、不登校生徒の高校進学を選択が制限されてしまうというようなことをお聞きしましたが、この件についても当市の現状を伺いたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 不登校児童・生徒の学習につきましては、まず学校が児童・生徒の実態を十分に把握して、どのような方法で学習を行っていくことが本人にとって最適であるかということをよく考え、児童・生徒本人や保護者の方と連携を密にしながら取り組んでいくことがまずもって大切だと考えます。

児童・生徒は、教室で学ぶ場合もありますが、校内で居場所となる場所、スペシャルサポートルームとか、中学校では相談室と呼んでいるところもありますが、そこで自分で教科書等を使って学習をしたり、オンラインによって学級の授業に参加したりもします。また、その部屋でテストを受けたりとか、学習した内容がある一定の成果物となって出来上がったりもあると思います。こういった様々な方法で、児童・生徒の学習状況を把握した上で学習を評価する取組をしているところです。

自宅等で学習する場合には、双方向でのオンライン学習によって授業の様子を把握したり、学習した内容やテスト等も含めて児童・生徒の学習状況を十分に把握し、関係した教職員とも情報共有をしながら、その学習活動についての評価をするということにつながると思います。

中学校における進路指導面につきましては、生徒や保護者の考えや思いを十分に聞くとともに、生徒の実態を踏まえてどのような進路選択をすることが本人がより力を発揮して生き生きと学校生活を送ることにつながるのかということを考え、教職員間でも連携を図って話し合いをしながら、その子のことを第一に考え、丁寧な丁寧な進路指導を行っていくことが大切であると思います。以上です。

[14番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 若井千尋君。

○14番（若井千尋君） 昨日の、冒頭にお話ししました青年主張大会で、学校へ行く意味という、先ほどもお話ししましたが、その生徒さんの主張を伺いながら、やはり記憶の限りでは、おじさんの会社に訪問したときに何でそんなに敬語が話せるのとか、また空気を読める、場を読めるようなことを褒められたというようなお話の中で、その生徒さんは学校でそういうことを学んでいた、学校にはいろんな方がいらっしゃるから自分だけの思いだけを伝えるのではなくてというふうなお話をされておったと思います。

ですから、私は冒頭にお話ししましたように、自分が思っている以上に学校って素晴らしいところなんだと、そういうところなんですけれども、やっぱり学校になかなか行けないお子さんとか、また行けないのではなくて学校に行くんやけれども居場所がないというふうに感じられるいろんな児童さん、生徒さんがいらっしゃるということを思いながら今回の質問させていただいておりますが、今教育長のお話を伺って、少なからず自分自身が思っておるよりは対応していただいておりますというふうに思いますが、先ほどお話ししたように、これもやはりまだまだいろんな児童・生徒さんおられますので、先生方には大変かと思いますが、しっかり寄り添っていただくお話もいただきましたが、さらに寄り添っていただいて、児童・生徒さん一人一人にスポットを当てていただきたいというふうに思います。

この事項の質問の最後ですが、この事業というのは、今年の岐阜県の財政状況、新規事業として事業名、学校内教育センター整備促進事業補助費として、目的は不登校の児童・生徒への支援、概要として早期の段階において個別の学習支援や相談支援を受けられる校内教育支援センターを整備する市町村を支援、対象としては校内教育支援センターの整備、補助率は3分の1で上限は予算に応じてという項目がございます。

この事業、私が確認させていただいた時点では、既に羽島市さん、大垣市さん、美濃加茂市さん、美濃市さん、郡上市さん、関市さん、飛騨市さん、下呂市さんの8市と、北方町さん、輪之内町さん、垂井町さん、揖斐川町さん、大野町さん、池田町の6町の計14自治体がこの事業を活用されております。

SDGsが目指す理念では、誰一人取り残さないグローバル社会の4で、質の高い教育をみんなにという項目がございます。

ここで、服部教育長がこの春、4月14日に岐阜新聞の素描に投稿されておる内容をちょっと、私も感動しましたので御紹介したいと思いますが、子供たちに育みたい力と題して、これからの社会を生きる子供たちはすぐに解決することが難しい課題に対して、多様な人々と協働して解決策を見いだすことが求められていると言われます。

中略します。

大切なこととして、人と関わる力を上げられ、自分とは見方・考え方の違う人と協働していくためには、相手の考えを受け止めて理解するとともに、自分の思いを相手に分かるように伝えることが必要です。私たち大人には、自分の見方、考え方が違う人の思いを尊重して人と接する姿勢を見せることが求められていると思います。また、このような力を育む土台となるのは、日頃から子供たちが安心して生活ができる環境であることです。自分の意思が尊重されたり、自分の思いをじっくりと聞いていただけてくれるといった環境を周りの大人が意識して整えることで、子供たちは自分の力を伸ばすことができると思いますというふうに結ばれております。

環境づくりは行政が大きく関係してくるというふうに思います。こういった事業の活用に関して、お考えを伺いたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 読んでいただいてありがとうございます。

議員がおっしゃるように、子供たちは学校生活において、基礎的な学力だけではなくて、社会性とか、コミュニケーション能力とか、様々な学びを通してこれからの社会を生き抜いていく力を身につけていくと私は考えております。

様々な事情によって教室で過ごすことが難しい児童・生徒に対しても、その子に合った方法で少しずつこのような力をつけることができるような環境を整備することが大事だと考えています。

そのため、教育委員会としては、先ほど述べたように、子供の居場所となる場所の環境づくり、環境整備の充実に努めてまいりたいと考えております。教室にいづらなくなったときに、心と体をリラックスさせられる居場所、専属の職員がいつもそばにいて必要なときに学習支援や教育相談支援ができる場所があることがやはり望ましいと考えております。そこで、まず現在小学校にある子供の居場所となっている部屋の環境面の充実に図ってまいりたいと思います。

例えば、リラックスできるソファであるとか、子供たちのコミュニケーション能力をつけることができるような物品など、学校の要望に応じてですけれども準備をしまして、子供たちにとって安心できる場所となるような環境をつくっていこうというふうに考えております。

議員が提案していただいている県の学校内教育支援センター整備促進事業の活用につきましては、今後市内の実態を踏まえて検討してまいりたいと思います。また、学校に通うことがで

きない児童・生徒もいることも事実ですので、瑞穂市の教育支援センターの適応指導教室、アジサイスクールにおいて、よりきめ細かな対応を進めていきたいと思ひます。

学校の中、学校の外、それぞれの場所の特徴を生かしながら支援ができるように、他市町の状況も把握しつつ、瑞穂市の実態に合った不登校児童・生徒の居場所づくりを進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

[14番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 若井千尋君。

○14番（若井千尋君） 先日、産業建設委員会の席上でもお話をしておりましたが、持続可能な開発目標、いわゆるSDGsが掲げる目標は2030年です。残り6年ほどになっているわけですが、全てに対していよいよ本腰を入れて加速化をしていかなくては、誰一人取り残さないといったようなスローガンが絵に描いた餅にならないよう、行政としてもやっぱり真摯に向かい合っていただくことを強く要望して次の質問に移りたいと思ひます。

2点目は、防災基本計画についてであります。今回は確認の意味も込めて、地方公共団体における災害対策本部の事業継続性の確保のための非常電源に関わる質問をさせていただきます。

近年、気候変動による災害の激甚化や頻繁化に対して、人の命を守るための対策強化が必要になっています。万が一、災害が発生したときに、各自治体の庁舎、すなわち当市であればこの穂積庁舎でございますが、災害対策本部を設置し、その対策本部は住民避難に関わるサポートや被害状況の的確な把握などの要となり、業務継続性の確保は極めて重要となってまいります。

政府の防災基本計画では、自治体に対して災害発生時に災害対策本部が設置される庁舎が停電となった際に、非常電源を適切に稼働させ業務継続性を確保することを求めています。さらに、災害発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡としては、市町村は人的被害の状況、これは行方不明者等も含むわけですが、建物被害、火災、津波、土砂等、災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害や規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに都道府県に報告するものとなっております。

消防庁においては、2015年より地方公共団体における業務継続性確保のための非常電源に関する調査を毎年行っているようでございますが、そこで、当市の発電機の機能性と燃料について、またメンテナンス等がクリアできているのかどうかの確認と、さらに現状不具合があるような場合、国庫補助金を活用して修繕をするお考えがあるかどうかを伺ってまいります。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 災害が発生した場合、穂積庁舎には災害対策本部が設置されます。

災害対応に当たります。また、市庁舎であるため、災害対応以外の業務も行っていくことにな

ります。

そのため、議員御指摘のとおり、電源の確保は大変重要な事項で、万が一停電等に見舞われた場合などの非常電源の確保は第一に考えなければならないと思っております。

業務継続計画には、特に重要な要素として重要6要素があり、その中に電気の確保として停電に備え非常用発電機を備え、その燃料を確保することをあらかじめ定めるべきものとしており、発電時間は72時間の稼働を推奨されております。

そこで、穂積庁舎1階機械室に設置されている非常用発電機につきましては、毎年、一般財団法人中部電気保安協会による年次点検を行っており、令和4年度の測定値も良好で現状は不具合は確認されておられません。

また、燃料につきましては、軽油約400リットルを保管しており、災害時、停電等になった場合、約20時間の稼働が可能です。なお、推奨されています発電時間72時間の稼働には現在保管の燃料では不足が生じておりますが、穂積石油組合、有限会社林石油店、岡田石油店と災害時における石油燃料の供給に関する協定書を締結しており、協定により庁舎への非常用予備発電機へ優先的かつ安定的な供給を見込めるものと考えております。

さらに、現在、非常用電源に不具合はございませんが、今後不具合が生じた際には既存施設・整備の機能強化を伴わない場合は、防災対策事業、既存施設の機能強化を伴う場合におきましては、緊急防災、減災事業の対象となるため補助を活用し検討していきたいと考えております。以上です。

[14番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 若井千尋君。

○14番（若井千尋君） 今回は、先ほどお話ししたように、有事の際に機能するかどうかということがちょっと問題を感じましたので確認をさせていただきました。今の企画部長のお話で、間違いはないだろうと思えますけど、やっぱり有事の際というのは何が起こるか分かりませんので、日頃のチェックはしっかりしていただきたいなというふうに思います。

最後の質問に移ります。

これは朝一で本日馬淵議員のほうからもお話がありましたが、デジタル化ということで、私は自治会等のデジタル化についてということで今回通告を出させていただきましたが、地域のコミュニティーの要である自治会の運営それ自体が、冒頭にもお話ししましたが、役員さんをはじめ大変になってきているこの現状を踏まえ、何点かをお聞きしたいと思います。

ここでいう資料以外は自治会というふうに言わせていただきますが、現在、人口減少等高齢化により地域住民の支え合いによる組織が弱体化し、地域コミュニティーを維持することが難しくなっているように感じております。

核家族化が進み、家族の支え合いの機能が低下し、孤独や孤立の問題も深刻化し、非正規雇

用の増加等により職場での家族的なつながりも薄れるなど、私たちを取り巻く社会環境が急激に変化する中で、安全に安心して暮らせる地域を守る自治会の役割は言うまでもなく非常に大きいと思います。

そこで、もちろん全てではありませんが、今日の当市の自治会において、地域コミュニティの弱体化についてどのように認識を持っておられるのか、またこの地域コミュニティを維持するための支援の必要性についてどのように考えておられるのかを伺います。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 瑞穂市内の自治会におきましても、若い方の生活意識の変化などの理由により、瑞穂市に転入されても自治会に加入しない方が増えてきております。それに加え、高齢化、自治会役員への負担懸念、共働きで活動に参加できないなどの理由により自治会を脱会する方もおり、年々自治会加入率が低下している状態でございます。さらには、コロナウイルス感染症の影響により、自治会の行事などを行うことができなくなり活動が停滞してきました。

そのようなことから、今年度、担い手不足による理由により自治会の統廃合も発生するなど、これまで地域のコミュニティで当たり前に行っていた地域活動や地域課題への対応力が低下していると認識しております。

市では、単位自治会への補助金等を含めた財政支援をこれまでどおり行っていくことももちろんでございますが、各自治会の課題の抽出や解決方法などを話し合うワークショップ形式の研修や、先進事例の取組を紹介する事業報告会や講演会を実施し、地域の担い手の発掘、育成を行っていく予定でございます。

一方で、一つの自治会では対応できない課題も増えてきているため、小学校区単位で自治会を含めた各種団体との協働によって、地域の課題の抽出やその課題解決を図る様々な活動を行う校区組織づくりが重要であると考えております。

今年度から、まちづくり基本条例推進委員会からの答申を受け、行政の窓口は地域人材の集約・交流を図りやすくするため、市民にとってできるだけ分かりやすいことが重要であるとの考えの下、市民協働安全課に校区活動、地域づくりの窓口を一元化し、体制の見直しを行いました。

一元化に向けては、昨年度から社会福祉協議会を含め行政側から地域へ依頼、お願いしている様々な事業、そして補助金ありきの組織の見直しについて、きずな会議のワーキンググループにおいて検討してまいりました。引き続き、社会福祉協議会を含め庁内連携、横のつながりを強化し、行政側からの地域への負担軽減を図れないかを検討していきたいと考えております。

自治会も含めた地域コミュニティを維持するためには、市民の皆様と行政が地域課題を共有し、一緒に考えていく中で、市民一人一人が自治会・校区組織は地域づくりに欠かせない必

要な組織であると思っただけのことが大切だと考えておりますので、引き続き地域の皆様と一緒に考えて、進めていきたいと考えております。以上です。

[14番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 若井千尋君。

○14番（若井千尋君） 今、企画部長がおっしゃったとおり、地域の要である自治会の加入というのは大事だというふうには思うんですが、あるデータでは自治会の加入率の現状が、600市区町村のデータを取ったところ、平成22年の平均加入率は78%、それが令和2年には71.7%まで落ちているというふうにデータが出ております。当市はこれより下回っているということは認識しております。

当市では、しばらくは人口増ですが、近い将来、午前中からも出ておりますように、人口が減少し高齢化が進む地域では、自治会の役員として働いていただける方も少なくなる中で地域コミュニティの維持は本当に難しくなるというふうに考えています。

今後は、デジタル技術を活用して住民同士の情報交換の場を創設したり、持ち回りの回覧板を電子回覧板に移行したり、広域的に活動している様々な事業主体と地域住民の情報交換の場を創設したりと、柔軟で多様な連携を可能にする自治会のデジタル化を進めることが必要であると考えております。

デジタル技術を最大限に活用して地域コミュニティとしてさらなる組織強化をするために、自治会のデジタル化、このお考えを伺ってまいります。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 市内の自治会や校区組織でも、民間の携帯事業者と連携し、高齢者向けにスマホ教室の開催、福祉ボランティアの募集をLINEなどのSNSを活用して行うなど、デジタル化の取組を進めているところもありますが、取組としては非常に限定的です。

昨今、県の会議などでは従来の集まって開催する会議に加え、会場で参加できない方にも参加できるよう、会場とつながりながら行うハイブリッド会議も行われるようになってきました。

自治会活動の中で、回覧板を電子化することや会議の案内などにメールやLINEを使用するなど、デジタル化することによりメリットは幾つもあると思います。メリットを受けられる市民を増やしながら、活用する方誰もが分かりやすいデジタル化を図っていく必要があるため、市内の自治会や各地の先進事例など、具体的な活用方法やその効果を紹介する研修会等を行っていきたいと考えます。

まずは、市と自治会役員の方、今まで時間の制限もあり、なかなか参加しづらかった若い世代や高校生、さらには大学生等と一緒に話し合いの場を設け、デジタル化によって何ができるのか、どのように進めていけばよいのかを考えていながら、市内の自治会や各地の先進事例などを研修会等で紹介し、具体的な活用方法やその効果を理解していただき、それぞれの地域が

求めるニーズを把握していきたいと考えております。以上です。

[14番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 若井千尋君。

○14番（若井千尋君） 前向きな考えを持っておられるということを確認させていただきました。

地域コミュニティに関する研究資料の報告書、これは令和4年度4月、1年前の概要ですが、概要によりますと地域活動のデジタル化を進める視点として、行政を含めた社会全体のデジタル化が進む中で、情報共有を効率化し、新たなサービスや価値を地域住民が受けられるようにするため、コロナ禍のピンチをチャンスと捉え、現役世代や若者の積極的な参加を促しつつ、市区町村が自治会等のデジタル化のために積極的に取り組むことが有効であるというふう

に報告しております。今、企画部長がおっしゃったようなことだと思います。

また、同報告書では、自治会等の活動の持続可能性を向上させる視点として、自治会等の役員、運営の担い手不足、加入率の低下により、活動範囲の縮小、停滞に陥るリスクが高まっており、活動の持続可能性を向上させるため、自治会等を自己改革のみならず市区町村で加入促進や自治体等の負担軽減のための行政協力業務の部局横断的な見直しも必要とも書いております。

確認のために、行政協力業務とは、回覧板、掲示板による連絡事項の伝達、行政委嘱委員の推薦、防災訓練の実施、防犯灯、それからごみステーションの設置などの管理などをいいます、ほかにもあると思いますが。これだけの、またそれ以上に表に現れないところで行政は自治会に大変にお世話になっていることは明確であると思います。

要は、自治会のデジタル化を進めることによって、自治会の負担軽減につながるのの考えに行政が積極的にデジタル化に乗り出していくということが必要であるというふうに考えます。

そういう意味で最後に、高齢者の人口比率が高止まりし、中でも75歳以上の人口比率が増え続ける中で、今後は地域コミュニティの担い手を自治会に限定するのではなく、学校や子ども食堂、NPOや企業など多様な人材や組織が柔軟に連携する中で、安全に安心して暮らせる共助の仕組みを構築することが必要というふうに考えますが、そのお考えを伺います。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 議員御指摘のとおり、人口減少や高齢化が進んでいることにより、これまでどおり活動がままならない自治会や、一つの自治会では解決できない課題なども出てきております。

瑞穂市内では、現在、5つの小学校区、1つの中学校区において、福祉、健康、環境、防災などの分野から、地域の実情に応じた課題を自治会を含めた各種団体が話し合う校区組織が設立されております。校区によって課題や特徴が異なるため、組織の中に目的別に様々な部会を

設け、専門的に話し合いを行うところがあれば、福祉や防災に特化した校区組織づくりをしているところもあるなど特徴は様々でございます。

市といたしましては、学齢期からコミュニティーが形成されやすい小学校区単位での校区組織を理想と考えておりますが、議員御指摘のとおり、担い手については少し視野を広めて考えていきたいと思っております。

地域共生社会の実現に向け、持続可能な地域づくりを行うに当たって、支え手・受け手という関係を超えて地域住民や地域の多様な主体が我が事として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで市民一人一人の暮らしと生きがいを地域と共につくっていく社会形成をしていくことが必要と考えます。

そのような地域社会を立ち上げ、構築していくにはまだまだ時間を要すると思っておりますが、地域の実情に即した地域にとって必要なことを行う校区づくりを市民の皆様と一緒に考え、そこで生活する市民・団体がそれぞれ何ができるのかを考え実践していけば、自然に共助の関係性が生まれてくるのではないかと考えます。

地域には、様々な団体・企業など多様な人材や組織がありますので、より多くの方々と連携し活動を広げながら、誰もが役割を持ち、お互いの存在を認め合い、互いに支え合える地域づくりを目指していきたいと考えております。以上です。

[14番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 若井千尋君。

○14番（若井千尋君） この問題は、過去にもいろんな議員が、当然関心の高いところだと思っておりますが、やはり今までですと自治会がいい成功例のところだけを何か見習っていくようなお話がありましたけど、もうそこも本当に限界になっているというか、いいコミュニティーはコミュニティーなんですけど、逆にできないところは全くできないという現状があると思っておりますので、自治会さんだけに任せるのではなく、やはり行政が主導していくということを確認させていただきました。

ほかの議員も先ほども言いました、この自治会は当然我々も所属、入っておりますので、そこでの活動の御苦勞は分かっておりますし、また自分たちも何ができるのかなというのは皆さんの共通の思いだというふうに思います。

そんな中で、先ほどの報告書の中で、地域コミュニティーの様々な主体間の連携というその報告の中でございますけど、市区町村のうち、防災、地域福祉分野での自治会等以外の団体、また専門家との連携の支援を行っている団体は少数というふうに書いてありました。

先ほど森清一議員の防災士の云々もそうでございます。私は、議員させていただく前、もう十五、六年前に防災士という資格は取りましたけど、実際何をしたいのか分からない状況で、いまだに多分瑞穂市においてもしっかりとした組織ができていない。要は、防災士も知識だけ

あっても何の意味もないということで、やっぱり地域でしっかり根づいていかなければいけないということは感じておりますが、この自治会もその防災や地域福祉と一緒にやっていくというところも少ないという報告と、また逆に高齢者や子供等も対象とした地域の居場所のリストマップなんかを作成している団体は、やっぱりこれもしていない団体が多いという。これは要はその地域にいらっしゃる方がどんな方がおられるか、高齢者の方であったり、小さなお子さんがどんな生活をしておられるのかということも、なかなか自治会では把握されていないというのが報告書では出ております。

防災や地域福祉等における地域のコミュニティーの要である自治会の現状というのは、このような内容、今聞いたようなことというのは当市もどこまで掌握しておられるか分かりませんが、今回は通告出しておりませんので、今回で終わりということではなく、このテーマをしっかりと、デジタル化をお願いしておるわけですが、デジタル化のみならず、現実、地域のコミュニティーがどうなっているかということもしっかり確認をしていかななくてはならないというふうに思っております。

一度には進みませんが、しっかりと現状を踏まえて、打てる手は先へ先へと進めていただくことをお願いして今回の一般質問を終わります。以上です。

○議長（庄田昭人君） 14番 若井千尋君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（庄田昭人君） 以上で、本日に予定していました一般質問は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後3時36分